

厚生労働省発障第1218002号
平成19年12月18日
(最終改正) 厚生労働省発障1112第5号
令和3年11月12日

都道府県知事
各 指定都市市長 殿
児童相談所設置市市長

厚生労働事務次官

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金について

標記の国庫負担金の交付については、別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」(以下「交付要綱」という。)により行うこととされ、平成19年4月1日から適用することとされたので通知する。

なお、平成19年2月23日厚生労働省発障第0223004号本職通知「障害児施設措置費(給付費等)国庫負担金及び知的障害者施設訓練等支援費等国庫負担(補助)金について」は廃止する。

おって、平成18年度以前に交付された国庫負担(補助)金の取扱いについては、なお従前の例によるものとする。

別紙

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱

(通則)

- 1 障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については、予算の範囲内において交付するものとし、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号。以下「法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年法律第 179 号）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和 30 年政令第 255 号）及び厚生労働省所管補助金等交付規則（平成 12 年^{厚生省}令第 6 号）の規定によるほか、この交付要綱の定めるところによる。
労働省

(交付の目的)

- 2 この国庫負担金は、障害児入所施設、障害児通所支援事業所、障害児相談支援事業所及び指定発達支援医療機関（以下「障害児入所施設等」という。）における児童等の入所後又は委託後の保護に必要な費用の負担及び障害児が障害児入所施設等において受けた指定入所支援及び指定通所支援等に要する費用の負担を行うことにより障害児の福祉の向上を図ることを目的とする。

(用語の定義及び解釈)

- 3 この交付要綱において、次に掲げる用語の定義及び解釈は、それぞれ当該各号に定めるところによる。
 - (1) 「指定発達支援医療機関」とは、法第 6 条の 2 の 2 第 3 項に規定する指定発達支援医療機関をいう。
 - (2) 「障害児通所支援事業所」とは、法第 21 条の 5 の 15 第 1 項に規定する障害児通所支援事業所をいう。
 - (3) 「障害児相談支援事業所」とは、法第 24 条の 28 第 1 項に規定する障害児相談支援事業所をいう。
 - (4) 「障害児入所施設」とは、法第 42 条に規定する障害児入所施設をいう。
 - (5) 「福祉型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 1 号に規定する福祉型障害児入所施設をいう。
 - (6) 「医療型障害児入所施設」とは、法第 42 条第 2 号に規定する医療型障害児入所施設をいう。
 - (7) 「障害児入所措置費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託に要する費用とする。）をいい、次の費目に分けるものとする。

ア 事務費

福祉型障害児入所施設を運営するために必要な職員の人件費、その他の事務の執行に伴う諸経費をいう。

イ 事業費

事務費以外の経費（治療に要する費用を除く。）であって、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所している措置児童等（ただし、措置停止中のものを除く。）に直接必要な諸経費を総称したものをいう。

ウ 福祉・介護職員処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、今後増加する人材需要へ応えるため、職員の処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

エ 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

介護保険サービスと比べた障害児入所施設の特性を踏まえ、福祉・介護職員の処遇改善をより一層推し進める障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

オ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算費

福祉・介護人材の雇用環境を改善し、職員の確保・定着につなげていくため、職員の更なる処遇改善に取り組む障害児入所施設に対し、助成を行う経費。

- (8) 「やむを得ない事由による措置費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村（特別区及び地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 284 条第 1 項に掲げる一部事務組合並びに広域連合を含み、指定都市及び児童相談所設置市を除く。以下同じ。）が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用を除く。）をいう。
- (9) 「障害児入所措置医療費」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限り、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。）をいう。
- (10) 「やむを得ない事由による措置医療費」とは、法第 21 条の 6 に基づき、指定都市、児童相談所設置市及び市町村が行う行政処分に要する費用（治療に要する費用に限る。）をいう。
- (11) 「障害児入所施設の定員」とは、都道府県、指定都市、児童相談所設置市及び市町村以外（以下「社会福祉法人等」とする。）の設置する施設にあつては、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長が認可した定員をいい、都道府県、指定都市、中核市及び市町村の設置する施設にあつては、当該地方公共団体が、条例等で定めた定員をいう。
- (12) 「措置児童等」とは、都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった児童、法第 31 条に規定する保護期間の延長を認めた者並びに指定都市、児童相談所設置市及び市町村が法第 21 条の 6 に規定する措置をとった児童をいう。

- (13) 「保護単価」とは、障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費における措置児童等の1人当たりの事務費、事業費の月額及びその他の単価であって、5の(1)のアの(ウ)及び(2)のアの(ウ)に定めるところにより都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長がその施設について設定したものをいう。
- (14) 「支弁額」とは、保護単価に、その月の定員、措置人員又は入所者数並びにその他の員数を乗じて得た額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費並びに福祉・介護職員等特定処遇改善加算費を合計して得た額であって、5の(1)のアの(エ)、イの(ウ)、(2)のアの(エ)又はイの(ウ)に定めるところにより施設に対し各月算定して支弁しなければならないものをいう。
- (15) 「義務教育諸学校」とは、学校教育法(昭和22年法律第26号)に規定する小学校(特別支援学校の小学部並びに義務教育学校の前期課程を含む。)及び中学校(中等教育学校の前期課程、特別支援学校の中学部並びに義務教育学校の後期課程を含む。)をいい、「高等学校」とは、学校教育法に規定する高等学校(中等教育学校の後期課程を含む。)をいう。
- (16) 「地域区分」の適用範囲については、次によるものとする。
- ア 「20/100」とは、一般職の職員の給与に関する法律(昭和25年法律第95号)第11条の3の規定に基づく人事院規則9-49(以下「人事院規則」という。)別表第一の級地が「一級地」とされている地域とする。
- イ 「16/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「二級地」とされている地域とする。
- ウ 「15/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「三級地」とされている地域及び習志野市、八千代市とする。
- エ 「12/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「四級地」とされている地域及び綾瀬市、海老名市、座間市、高石市とする。
- オ 「10/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「五級地」とされている地域及び鶴ヶ島市、新座市、富士見市、ふじみ野市、埼玉県三芳町、四街道市、小金井市、神奈川県寒川町、逗子市、摂津市、松原市、広島県府中町、東久留米市とする。
- カ 「6/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「六級地」とされている地域及び狭山市、蕨市、白井市、伊勢原市、秦野市、大府市、長岡京市、大阪狭山市、大阪府忠岡町、貝塚市とする。
- キ 「3/100」とは、人事院規則別表第一の級地が「七級地」とされている地域及び稲沢市、東海市、知立市、愛西市、四條畷市、生駒郡斑鳩町とする。
- ク 「その他」とはアからキ以外に属する地域とする。
- (17) 「肢体不自由児通所医療費基準額」とは、法第21条の5の29第2項に規定する肢体不自由児通所医療につき健康保険の療養に要する費用の額の算定方法の例により算定した額をいう。
- (18) 「指定入所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第123号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定入所支援(法第24条の2第1項に規定する指定入

所支援をいう。)に要した費用(入所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定入所支援に要した額とする。)をいう。

- (19) 「指定通所支援費用基準額」とは、「児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準」(平成24年厚生労働省告示第122号)により算定した費用の額(その額が現に当該指定通所支援(法第21条の5の3第1項に規定する指定通所支援をいう。)及び基準該当通所支援(法第21条の5の4第1項第2号に規定する基準該当通所支援をいう。)に要した費用(通所特定費用を除く。)を超えるときは、当該現に指定通所支援及び基準該当通所支援に要した額とする。)をいう。

(交付の対象)

4 この国庫負担金は、次の事業を交付の対象とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第27条第1項第3号若しくは第2項に規定する措置をとった場合における法第50条第7号及び第7号の2に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第45条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用(治療に要する費用を除き、指定発達支援医療機関については、委託後に要する費用とする。)

(イ) やむを得ない事由による措置費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第21条の6に規定する措置をとった場合に必要となる費用(治療に要する費用を除く。)

イ 障害児施設給付費等国庫負担金

(ア) 障害児入所給付費等

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第24条の2に規定する障害児入所給付費、法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費若しくは法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費(以下「障害児入所給付費等」という。)の支給をした場合における法第50条第6号の3に規定する障害児入所給付費等の支給に要する費用(障害児入所医療費の支給に要する費用を除く。)

(イ) 障害児通所給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費、法第21条の5の4に規定する特例障害児通所給付費若しくは法第21条の5の12に規定する高額障害児通所給付費(以下「障害児通所給付費等」という。)の支給をした場合における法第51条第1号に規定する障害児通所給付費等の支給に要する費用(肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用を除く。)

(ウ) 障害児相談支援給付費等

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が法第 24 条の 26 第 1 項に規定する障害児相談支援給付費及び法第 24 条の 27 第 1 項に規定する特例障害児相談支援給付費（以下「障害児相談支援給付費等」という。）の支給をした場合における法第 51 条第 6 号に規定する障害児相談支援給付費等の支給に要する費用

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所措置医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 27 条第 1 項第 3 号若しくは第 2 項に規定する措置をとった場合における法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 に規定するその児童等の入所又は委託に要する費用及び入所後の保護又は委託後の養育につき、法第 45 条の設備及び運営基準を維持するために必要な費用（治療に要する費用に限る。）

(イ) やむを得ない事由による措置医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 6 に規定する措置をとった場合に必要な費用（治療に要する費用に限る。）

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 障害児入所医療費

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市が、法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給をした場合における法第 50 条第 6 号の 3 に規定する障害児入所医療費の支給に要する費用

(イ) 肢体不自由児通所医療費

指定都市、児童相談所設置市又は市町村が、法第 21 条の 5 の 2 9 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給をした場合における法第 51 条第 1 号に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要する費用

(交付額の算定方法)

5 この国庫負担金の交付額は、次の（１）及び（２）により算出された額とする。

(1) 障害児入所給付費等国庫負担金

ア 障害児施設措置費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額（治療に要する費用を除く。）の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（治療に要する費用を除き、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。）から当該年度における（オ）に定める徴収金基準額を控除した額

を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における徴収金基準額が当該年度の支弁総額を超える場合においては、当該支弁総額と同額まで控除するものであること。

なお、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費並びに福祉・介護職員等特定処遇改善加算費については、次により算定する。

(i) 福祉・介護職員処遇改善加算費

各月の支弁額（治療に要する費用を含み、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費並びに福祉・介護職員等特定処遇改善加算費を除く。以下（ii、iii）において同じ。）に「福祉・介護職員処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月25日障障発0325第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）（以下「処遇改善事務処理手順」という。）に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

(ii) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員処遇改善特別加算率を乗じて得た額とする。

※本加算費については、令和3年3月31日をもって廃止とする。なお、令和3年3月31日時点で本加算費を算定している障害児入所施設については、令和4年3月31日まで算定を可能とする経過措置を設ける。

(iii) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算費

各月の支弁額に処遇改善事務処理手順に定める基準に該当する場合に処遇改善事務処理手順に定める基準による福祉・介護職員等特定処遇改善加算率を乗じて得た額とする。

② やむを得ない事由による措置費

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額を除き、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。）から、同通知の別紙に基づき算定した通所利用者負担額を控除した額を基本額として負担するものであること。ただし、当該年度における通所利用者負担額が同通知の1に基づき算定した額を超える場合においては、同通知の1に基づき算定した額と同額まで控除するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51

条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置費を負担するものである。

経費の種類	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②から③までに定めるところによりその年度における障害児入所措置費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 事務費の保護単価の設定方法

(i) 福祉型障害児入所施設のその年度における措置児童等1人当たりの事務費の月額保護単価の設定は、個々の施設ごとにその所在する地域、定員等により定まる別表7の事務費の保護単価の、1一般分保護単価（別表8又は別表9の職種別職員定数表等に基づき算定した額）をそのまま設定するものとし、その施設が別表1の第2欄に掲げる場合に該当するときは、それぞれ同表の第3欄に定める加算分保護単価を加算した額をもってその施設の事務費の保護単価とする。

(ii) (i)により保護単価が設定されたときは、これをその年度の当初の月に係る事務費の支弁から適用するものとし、その後においてその年度中にそ

の施設の定員の改定等があった場合においては、その改定のあった日の属する月の翌月分（その月の初日にその改定があったときはその月分）の支弁から、（i）の方法により、その施設の保護単価を改定する。

③ 事業費の保護単価の設定方法

事業費の保護単価の設定は、別表2の(2)から(18)までに掲げる事業費の各費目の保護単価をそのまま設定するものとする。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第50条第7号及び第7号の2の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した事務費及び事業費の費目の種類ごとの支弁額を合計した額に、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費並びに福祉・介護職員等特定処遇改善加算費を合計した額をその月の措置費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置費の費目の使途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の費目の種類は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第1欄に掲げる費目
- (ii) 福祉・介護職員処遇改善加算費
- (iii) 福祉・介護職員処遇改善特別加算費
- (iv) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算費

③ 障害児入所措置費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置費の各月の支弁額の算式は次のとおりとする。

- (i) 別表2の第2欄から第4欄に掲げるとおり
- (ii) 5の(1)のアの(ア)の①の(i)のとおり
- (iii) 5の(1)のアの(ア)の①の(ii)のとおり
- (iv) 5の(1)のアの(ア)の①の(iii)のとおり

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置費の支弁額の算定に当たっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

(オ) 徴収金基準額

① 各月の基準額の算定方法

各年度における徴収金基準額は、その措置児童等単位に、別表6の各月初日（月の途中で入所した措置児童等についてはその月の初日。以下この項において同じ。）の措置児童等及びその措置児童等の属する世帯の扶養義務者の税額等による階層区分によって定まる基準額（この額にその月のその措置児童等に係る次の②により算定した支弁額が満たない場合においては、その支弁額とする。）により算定した額の年間の合算額とすること。

② ①における各月の支弁額の算定方法

(i) 福祉型障害児入所施設の措置費の各月のその措置児童等 1 人当たりの支弁額は、次の算式(1)により算定した額とする。

ただし、その措置児童等の在籍日数が 1 か月未満であるときは、算式(2)によるものとする。

なお、民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費は、徴収の対象とはならないこととする。

算式(1)

その施設の事務費の月額保護単価(民間施設給与等改善費及び知的障害児自活訓練事業加算費の単価を除く。次の算式(2)においても同じ。) + 別表 2(2)～(18)及び別表 3 に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につきその支弁した合算額

算式(2)

[(事務費の月額保護単価 + 別表 2(2)～(18)及び別表 3 に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した額の合算額) ÷ その月の日数] × その月の措置児童等在籍日数 + 別表 2(2)～(18)及び別表 3 に掲げる各費目のうち月額保護単価により支弁した費目以外の事業費の支弁した額の合算額

(ii) 医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置費の各月のその措置児童等 1 人当たりの支弁額は、別表 2(2)～(18)及び別表 3 に掲げる各費目のその月におけるその措置児童等につき支弁した額(その措置児童等の在籍日数が 1 か月未満であるときの別表 2(2)～(18)及び別表 3 に掲げる各費目のうちの月額保護単価による支弁額は、前記(i)の算式(2)に準じて算定した額。)に(2)のアの(エ)により算定した支弁額の合算額とする。

なお、民間施設給与等改善費及びスプリンクラー保守管理等費は、徴収の対象とはならないこととする。

イ 障害児施設給付等国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額(別表 4 の第 3 欄に掲げる基準額の合計額をいう。)を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその給付費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設給付費等の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所給付費等	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
障害児通所給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2
障害児相談支援給付費等	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表4の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(2) 障害児入所医療費等国庫負担金

ア 障害児施設措置医療費国庫負担金

(ア) 基本額

① 障害児入所措置医療費

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における支弁総額（個々の障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する各月の支弁額（治療に要する費用に限る。）の年間の合算額の全障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の合計額をいい、その額がその地方公共団体が児童等の措置のために要した実支出額（治療に要する費用に限り、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。）を超えるときは実支出額とする。以下この項において同じ。）を基本額として負担するものであること。ただし、（1）のアの（ア）の①のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項に

おける支弁総額から控除した額を基本額として負担するものであること。

② やむを得ない事由による措置医療費

「やむを得ない事由による措置（障害児通所支援）を行った場合の単価等の取扱いについて」（平成24年6月25日障障発0625第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部障害福祉課長通知）の1に基づき算定した費用（肢体不自由児通所医療費基準額に限り、当該費用のための寄附金があるときは、その寄附金の額を控除するものとする。以下この項において同じ。）を基本額として負担するものであること。ただし、（1）のアの（ア）の②のただし書きに規定する場合においては、その超える額をこの項における同通知の1に基づき算定した額から控除した額を基本額として負担するものであること。

（イ） 負担額及び負担区分

国は（ア）により算定した基本額に対し、法第53条の規定によりその2分の1に相当する額を負担するものであること。なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第50条第7号及び第7号の2並びに法第51条第2号の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれ措置医療費を負担するものであること。

経費の種類別	措置主体の区分	児童等の入所先施設の区分	措置医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国
障害児入所措置医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2		—	1 / 2
やむを得ない事由による措置医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4		1 / 2

（ウ） 保護単価の設定の方法

① 保護単価の関係者への通知

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その監督に属する障害児入所施設及び指定発達支援医療機関について、次の②に定めるところにより

その年度における障害児入所措置医療費の保護単価を設定しなければならないこと。

この場合において、都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長は、その保護単価その他の支弁に関する必要な事項について障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の長に対し通知する措置を講ずること。

② 障害児入所措置医療費の保護単価の設定方法

障害児入所措置医療費の保護単価の設定は、別表 3 に掲げる措置医療費の保護単価をそのまま設定すること。

(エ) 各月の支弁額の算式及び支弁の方法

① 都道府県、指定都市又は児童相談所設置市の支弁義務

都道府県、指定都市又は児童相談所設置市は、法第 50 条第 7 号及び第 7 号の 2 の規定によりその障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対し、②から④に定めるところにより月を単位として算定した額をその月の措置医療費の支弁額として支弁しなければならないこと。

② 障害児入所措置医療費の費目の使途

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の費目の種類は別表 3 の第 1 欄に掲げる費目とする。

③ 障害児入所措置医療費の各月の支弁額の算式

障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に対する措置医療費の各月の支弁額の算式は別表 3 の第 2 欄から第 4 欄に掲げるとおりとする。

④ 定員外支弁の禁止

障害児入所措置医療費の支弁額の算定に当たっては、やむを得ない特別の理由がある場合を除いては、その施設の定員を超える部分は算入しないものとする。

イ 障害児施設医療費国庫負担金

(ア) 基本額

この国庫負担金は、各年度において、その地方公共団体における基準額（別表 5 の第 3 欄に掲げる基準額の合計額をいう。）を基本額として負担するものであること。

(イ) 負担額及び負担区分

国は、(ア)により算定した基本額に対し、法第 53 条の規定により、その 2 分の 1 に相当する額を負担するものである。

なお、国、都道府県、指定都市、児童相談所設置市又は市町村は、法第 50 条第 6 号の 3、法第 51 条第 1 号及び第 6 号及び法第 53 条の規定により、次の表に掲げる区分によりそれぞれその医療費を負担するものである。

経費の種別	実施者の区分	児童等の入所先施設等の区分	障害児施設医療費の負担区分			
			都道府県	指定都市 児童相談 所設置市	市町村	国

障害児入所医療費	都道府県、指定都市及び児童相談所設置市	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 2	—	1 / 2
肢体不自由児通所医療費	指定都市、児童相談所設置市及び市町村	都道府県立施設、市町村立施設及び社会福祉法人立施設等	1 / 4	1 / 4	1 / 2

(ウ) 対象経費等

この国庫負担金の費目の種類は、別表5の第1欄に掲げるとおりとし、それぞれの費目の種類ごとの対象経費及びその基準額は、同表の第2欄及び第3欄に掲げるとおりとする。

(国庫負担金の概算払)

6 厚生労働大臣は、必要があると認める場合においては、国の支払計画承認額の範囲内において概算払をすることができる。

(交付の条件)

7 この国庫負担金の交付の決定には、次の条件が付されるものとする。

- (1) 事業を中止し、又は廃止する場合には、厚生労働大臣の承認を受けなければならない。
- (2) 事業が予定の期間内に完了しない場合又は事業の執行が困難となった場合には速やかに厚生労働大臣に報告してその指示を受けなければならない。
- (3) 事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価 50 万円以上の機械、器具及びその他の財産については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第 14 条第 1 項第 2 号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過するまで、厚生労働大臣の承認を受けないで、この国庫負担金の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、又は廃棄してはならない。
- (4) 厚生労働大臣の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合においては、その収入の全部又は一部を国庫に納付させることがある。
- (5) 事業によって取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともに、その効率的な運営を図らなければならない。
- (6) 国庫負担金と事業に係る予算及び決算との関係を明らかにした別紙様式 1 による

調書を作成するとともに、事業に係る歳入及び歳出について証拠書類を整理し、当該調書及び証拠書類を国庫負担金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保存しておかなければならない。ただし、事業により取得し、又は効用の増加した価格が単価50万円以上の財産がある場合は、前記の期間経過後、当該財産の財産処分が完了する日、又は補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令第14条第1項第2号の規定により厚生労働大臣が別に定める期間を経過する日のいずれか遅い日まで保管しておかなければならない。

（申請の手続き）

8 この国庫負担金の交付の申請は、次により行うものとする。

- （1） 都道府県知事は、別紙様式2-1による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。
- （2） 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長（4の（1）のアの（イ）、イの（イ）、（ウ）、（2）のアの（イ）及びイの（イ）の事業に限る。以下12において同じ。）は別紙様式3による申請書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日までに都道府県知事に提出するものとする。
- （3） 都道府県知事は、（2）の申請書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめのうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出するものとする。
- （4） （1）から（3）に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式2-2による申請書に関係書類を添えて別途定める日までに厚生労働大臣に提出するものとする。

（変更申請手続）

9 この国庫負担金の交付決定後の事情の変更により申請の内容を変更して追加交付申請等を行う場合には、8に定める申請手続に従い、別途定める日までにを行うものとする。

（交付決定までの標準的期間）

10 都道府県知事は、8（2）又は9による交付申請書が到達したときは速やかに厚生労働大臣に提出を行うものとし、厚生労働大臣は、交付申請書が到達したときは速やかに交付の決定（決定の変更を含む。）を行うものとする。

（交付決定の通知）

11 都道府県知事は、指定都市及び児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金（障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。）について厚生労働大臣の交付の決定（決定の変更を含む。）があったときには、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し、別紙様式4又は別紙様式5により速やかに交付決定内容及びこ

れに付された条件の通知を行うものとする。

(実績報告)

12 この国庫負担金の事業実績報告は、次により行うものとする。

(1) 都道府県知事は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式6-1による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

なお、高額障害児入所給付費において、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実績報告に反映させるものとする。

(2) 指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長は、当該年度の事業が完了したときは、別紙様式7による事業実績報告書に関係書類を添えて都道府県知事が定める日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合は、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に都道府県知事に提出して行わなければならない。

なお、高額障害児通所給付費及び高額障害児入所給付費において、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合の併給調整相当額は、当該併給調整相当額が確定した年度の実績報告に反映させるものとする。

(3) 都道府県知事は、(2)の報告書を受理したときは、その内容を審査し、必要に応じて現地調査等を行い、適正と認めるときは、これをとりまとめるうえ、都道府県分とあわせて厚生労働大臣に提出して行うものとする。

(4) (1)から(3)に係るものを除き、指定都市及び児童相談所設置市の市長は、別紙様式6-2による事業実績報告書に関係書類を添えて翌年度の6月末日まで(7の(1)により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)に厚生労働大臣に提出して行わなければならない。

(国庫負担金の額の確定の通知)

13 都道府県知事は、指定都市又は児童相談所設置市並びに市町村分に係る障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金(障害児入所措置費、障害児入所給付費等、障害児入所措置医療費及び障害児入所医療費を除く。)について厚生労働大臣の交付額の確定があったときは、指定都市及び児童相談所設置市の市長並びに市町村長に対し別紙様式8により、速やかに確定の通知を行うものとする。

(国庫負担金の返還)

14 厚生労働大臣は、交付すべき国庫負担金の額を確定した場合において、既にその額を超える国庫負担金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について国庫に返還することを命ずる。

(その他)

15 (1) 端数計算の方法

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金(障害児入所措置費及び障害児入所措置医療費に限る。)における金額の計算過程において、ある金額をある数値で除し又はある金額に数値を乗じて計算した場合1円未満の端数を生じたときはその端数金額が生じた段階においてこれらを切り捨てるものとする。

ただし、福祉・介護職員処遇改善加算費及び福祉・介護職員処遇改善特別加算費並びに福祉・介護職員等特定処遇改善加算費については、処遇改善事務処理手順に定めるところによるものとする。

また、やむを得ない事由による措置費、障害児施設給付費等国庫負担金、やむを得ない事由による措置医療費及び障害児施設医療費国庫負担金の算定方法に基づき算定する場合並びに健康保険の療養費の算定方法に準じて算定する場合においては、その定めるところによるものとする。

(2) 保護単価等の特例措置

都道府県知事、指定都市又は児童相談所設置市の市長並びに市町村長は特別の事由があるため、この交付要綱に定める保護単価その他この交付要綱に定める支弁の要件によることが適当でないと認められるときは、その事案につき厚生労働大臣の承認を得て、別に定めるところによって支弁することができるものとする。

単価の名称 第 1 欄	設 定 の 要 件 第 2 欄	適用される単価 第 3 欄
1 職業指導員加算分 保護単価	福祉型障害児入所施設（主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。）であって、別表 8 のその施設の職員の定数表に掲げる「職業指導員」が別の基準によりおかれている場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（1）職業指導員加算分保護単価
2 乳幼児加算分保護 単価	福祉型障害児入所施設であって乳幼児が入所している場合	別表 7 の事務費の保護単価表の 2 加算分保護単価の（2）乳幼児加算分保護単価
3 民間施設給与等改善費	地方公共団体の経営する施設以外の施設（昭和 46 年 7 月 16 日社庶第 121 号社会局長、児童家庭局長通知にいう社会福祉事業団等（以下「社会福祉事業団等」という。）経営の施設を除く。）の場合	一般分保護単価（職業指導員加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価、心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）、看護職員配置加算（Ⅰ）分保護単価、看護職員配置加算（Ⅱ）分保護単価、児童発達支援管理責任者配置費分保護単価、児童指導員等加配加算分保護単価、小規模グループケア加算分保護単価、小規模グループケア加算（サテライト型）分保護単価、ソーシャルワーカー配置加算分保護単価の加算が行われる場合においては、それらの加算単価を加算した額）又は、別に定める基準により認定された保護単価×別に定める基準による加算率（ただし、加算

		率については別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができる。)
4 指導員特別加算分 保護単価	主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価
5 知的障害児自活訓練事業加算費	別に定める基準により加算の認定を受けた場合	別に定める基準により認定された保護単価
6 心理指導担当職員配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価
7 心理指導担当職員配置加算費(公認心理師を配置した場合)	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当し、「公認心理師」の資格を有する者を配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価(公認心理師を配置した場合)
8 看護職員配置加算(I)費	主として知的障害のある児童、盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(6) 看護職員加配加算(I)分保護単価
9 看護職員配置加算(II)費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する「看護職員」を加配して配置した場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(7) 看護職員加配加算(II)分保護単価
10 児童発達支援管理責任者配置費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる「児童発達支援管理責任者」が配置されている場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価
11 児童指導員等加配加算費	福祉型障害児入所施設であって、別表8及び9のその施設の職員の定数表に掲げる	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(9)

	「児童指導員、保育士」を加配して配置されている場合、又は「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士」が配置されている場合（2名まで）	児童指導員等加配加算分保護単価
12 小規模グループケア加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(10)小規模グループケア加算分保護単価
13 小規模グループケア加算費(サテライト型)	小規模グループケア加算費が算定されている福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(11)小規模グループケア加算(サテライト型)分保護単価
14 ソーシャルワーカー配置加算費	福祉型障害児入所施設であって、別に定める基準に該当する場合	別表7の事務費の保護単価表の2加算分保護単価の(12)ソーシャルワーカー配置加算分保護単価

				第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。															
(2)	生活費	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の給食に要する材料費等及び日常生活に必要な経常的諸経費	<p>福祉型障害児入所施設の場合は、次の算式(1)により算定した額。</p> <p>ただし、福祉型障害児入所施設において重度障害児が入所しているときは、重度障害児支援加算費(以下「重度加算費」という。)として算式(1)により算定した額に次の算式(2)により算定した額をそれぞれ加算する。</p> <p>算式(1)</p> <p style="text-align: center;">52,270(令和3年10月以降は52,220)円 × その月の初日の措置児童等数</p>															
	諸費	福祉型障害児入所施設の措置児童等であって、別に定める基準により重度障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算式(2)</p> <p>次の表の重度加算費月額保護単価 × その月初日の別に定める基準による重度障害児数</p> <p>重度加算費保護単価表(重度障害児1人当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">障害種別</th> <th style="width: 70%;">月額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="2">知的障害児</td> <td>25%加算分 50,820 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 60,980 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">自閉症児</td> <td>25%加算分 50,820 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 60,980 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">盲児</td> <td>25%加算分 48,670 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 58,420 円</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">ろうあ児</td> <td>25%加算分 43,890 円</td> </tr> <tr> <td>30%加算分 52,680 円</td> </tr> <tr> <td>肢体不自由児</td> <td>60,980 円</td> </tr> </tbody> </table>	障害種別	月額	知的障害児	25%加算分 50,820 円	30%加算分 60,980 円	自閉症児	25%加算分 50,820 円	30%加算分 60,980 円	盲児	25%加算分 48,670 円	30%加算分 58,420 円	ろうあ児	25%加算分 43,890 円	30%加算分 52,680 円	肢体不自由児
障害種別	月額																		
知的障害児	25%加算分 50,820 円																		
	30%加算分 60,980 円																		
自閉症児	25%加算分 50,820 円																		
	30%加算分 60,980 円																		
盲児	25%加算分 48,670 円																		
	30%加算分 58,420 円																		
ろうあ児	25%加算分 43,890 円																		
	30%加算分 52,680 円																		
肢体不自由児	60,980 円																		

			<p>ただし、別に定める基準に該当する場合には、次の算式により算定した額を加算する。（主として肢体不自由児を入所させる場合は除く。）</p> <p>行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円 × その月の別に定める基準による行動障害児数</p>
ウ 強度行動障害児特別支援加算費	主として知的障害児又は自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設、医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、別に定める基準により指定を受けた施設の強度行動障害児	その児童の監護及び日常諸経費等	<p>算 式（3）</p> <p>強度行動障害児特別支援加算費月額保護単価 242,420 円 × その月初日の別に定める基準による強度行動障害児数</p>

	エ	重度加算費の対象児童等であって、別に定める基準により重度重複障害児と認定されたもの	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(4) 重度重複障害児加算費月額保護単価 34,300円×その月初日の別に定める基準による 重度重複障害児数
	オ	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関に入所する措置児童等であって、別に定める基準により虐待を受けていたものと認定された児童	その児童の監護及び日常諸経費等	算式(5) 被虐待児受入加算費月額保護単価 40,800円×その月初日の別に定める基準による被虐待児数
(3)	ア	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	次の算式(1)から(11)により算定した額の合算額 算式(1) 保健衛生費月額保護単価 390(令和3年10月以降は380)円×その月初日の措置児童等数 算式(2) 次の表のA欄に掲げる保育士等加算費月額保護単価×その月初日の措置児童等数(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施

自 由 児 基 本 分 措 置 費			設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)				
	保育士等加算費保護単価表（措置児童等1人当たり月額）						
	措置児童等数		50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで	81人から90人まで
	A欄	基本	円 28,740	円 27,960	円 27,340	円 26,640	円 25,890
	B欄	加算	2,450	2,350	2,320	2,240	2,160
	措置児童等数		91人から100人まで	101人から110人まで	111人から120人まで	121人から130人まで	131人から140人まで
	A欄	基本	円 25,190	円 24,920	円 24,720	円 24,440	円 24,240
	B欄	加算	2,150	2,110	2,090	2,070	2,040
	措置児童等数		141人から150人まで	151人から160人まで	161人から170人まで	171人から180人まで	181人から190人まで
	A欄	基本	円 24,040	円 23,880	円 23,760	円 23,670	円 23,560
B欄	加算	2,030	2,020	2,020	2,000	1,990	

措置児童等数		191人 から 200人 まで	201人 以上			
A 欄	基 本 分	円 23,440	円 23,350			
B 欄	加 算 分	1,990	1,950			

ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を加算する。

$$\left(\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に} \\ \text{掲げる乳幼児保} \\ \text{育士等加算費月} \\ \text{額保護単価} \end{array} \right) \times \left(\begin{array}{l} \text{その月} \\ \text{初日の} \\ \text{措置乳} \\ \text{幼児数} \end{array} \right)$$

(ただし、地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)

(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとする。

乳幼児保育士等加算費保護単価表
(乳幼児1人当たり月額)

	A 欄	B 欄
基本分	21,680円	1,840円

算式(3)

日用品費月額保護単価 20,910(令和3年10月以降は20,890)円×その月初日の措置児童等数

算式(4)

指導訓練材料費月額保護単価 450(令和3年10月以降は440)円×その月初日の措置児童等数

算式(5)

看護代替要員費月額保護単価 180(令和3年10月以降は170)円×その月初日の措置児童等数

算式(6)

スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 330(令和3年10月以降は320)円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備(「消防法施行令」(昭和36年政令第37号)、「同法施行規則」(昭和36年自治省令第6号)に定める設備・設置基準及び昭和62年10月27日消防予第189号「既存の社会福祉施設に対する消防用設備等の技術上の特例基準の適用について」(消防庁予防課長通知)に基づくスプリンクラー設備をいう。以下同じ。)を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算式(7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価 5,410円×その月初日の措置児童等数
(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算式(8)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合) 6,610円×その月初日の措置児童等数
(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算式(9)

児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690円×その月初日の措置児童等数

			<p>算式(10)</p> <p>小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940円×その月初日の別に定める基準による 小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>算式(11)</p> <p>ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,810円×その月初日の措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、これらの経費の支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)まで、(17)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
	イ 別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等	その児童の看護及び日常諸経費等	<p>重度障害児支援加算費月額保護単価 60,980円×その月初日の別に定める基準による重度肢体不自由児棟の措置児童等数</p>
(4) 肢体	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(7)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (日用品費分)</p> <p>日用品費月額保護単価 20,910(令和3年10月以降は 20,890)円×その月初日の措置児童等数</p>

<p style="text-align: center;">不 自 由 児 療 育 費</p>		<p>算 式(2) (保育士等加算費分)</p> <p>保育士等加算費月額保護単価 21,680 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>ただし、乳幼児を措置しているときは、次の算式により算定した額を合算する。</p> <p>乳幼児保育士等加算費月額保護単価 21,680 円×その月初日の措置乳幼児数</p> <p>(注) この表の「乳幼児」は、児童福祉法第4条第1項第1号及び第2号に規定する「乳児」及び「幼児」を総称したものとす。</p> <p>算 式(3) (重度障害児支援加算費分)</p> <p>重度障害児支援加算費月額保護単価 60,980 円×その月初日の措置児童等数 (すべての措置児を重度肢体不自由児棟に入所されているものとみなす。)</p> <p>算 式(4)</p> <p>指導訓練材料費月額保護単価 450(令和3年10月以降は440)円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算 式(5)</p> <p>特別訓練費月額保護単価 840(令和3年10月以降は830)円×その月初日において15歳を超えた児童であって、教育費又は、特別育成費を支弁されない措置児童等数</p> <p>算 式(6)</p> <p>小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数</p> <p>算 式(7)</p> <p>ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,810 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助</p>
--	--	--

			費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)まで及び(18)の費目の項に定めるところによる。				
(5)	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(11)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1) (保健衛生費分) 保健衛生費月額保護単価 390(令和3年10月以降は380)円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2) (保育士等加算費)</p> $\left[\begin{array}{l} \text{次の表のA欄に掲} \\ \text{げる保育士等加算} \\ \text{費月額保護単価} \end{array} \right] \times \left[\begin{array}{l} \text{その月初} \\ \text{日の措置} \\ \text{児童等数} \end{array} \right]$ <p>(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設以外の施設の場合、民間施設加算額として次の表のB欄に掲げる額を加算した額とする。)</p>				
自閉症児基本							
分							
措							
置							
費							
保育士等加算費保護単価表 (措置児童等1人当たり月額)							
		措置児童等数	40人まで	41人から50人まで	51人から60人まで	61人から70人まで	71人から80人まで
A欄	基本分	円	76,430	円 75,420	円 74,290	円 73,170	円 72,050
B欄	加算		6,710	6,660	6,490	6,420	6,300

	分					
措置児童等数		81人 から 90人 まで	91人 から 100人 まで	101人 から 110人 まで	111人 以上	
A 欄	基本 分	円 71,650	円 71,310	円 70,900	円 70,490	
B 欄	加 算 分	6,260	6,260	6,190	6,190	

算式(3)(日用品費分)

日用品費月額保護単価 20,910(令和3年10月以降は20,890)円×その月初日の措置児童等数

算式(4)(看護代替要員費分)

看護代替要員費月額保護単価 180(令和3年10月以降は170)円×その月初日の措置児童等数

算式(5)(重度障害児支援加算費分)

次の表の重度障害児支援加算費月額保護単価×その月初日の別に定める基準による重障害児数

重度障害児支援加算費保護単価表

(措置児童等1人当たり)

区 分	保護単価(月額)
25%加算分	50,820円
30%加算分	60,980円

ただし、別に定める基準に該当する場合において

は、次の算式により算定した額を加算する。

行動障害児加算費月額保護単価 3,340 円×その月の別に定める基準による行動障害児数

算 式 (6) (スプリンクラー保守管理等費分)
スプリンクラー保守管理等費月額保護単価
(40 人以下施設) 970 (令和 3 年 10 月以降は 960)
円×その月初日の措置児童等数

各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)

算 式 (7)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価
5,410 円×その月初日の措置児童等数
(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算 式 (8)

心理指導担当職員配置加算分月額保護単価(公認心理師を配置した場合)
6,610 円×その月初日の措置児童等数
(ただし、強度行動障害児特別支援加算費が算定される場合は、算定しない。)

算 式 (9)

児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単価 7,690 円×その月初日の措置児童等数

算 式 (10)

小規模グループケア加算分月額保護単価
75,940 円×その月初日の別に定める基準による小規模グループケア加算対象措置児童等数

算 式 (11)

ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価
7,810 円×その月初日の措置児童等数

(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育

			費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費、職業補導費、就職支度費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(15)及び(17)並びに(18)の費目の項に定めるところによる。
(6) 重 症 心 身 障 害 児 療 育 費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な事務費及び生活諸経費	<p>次の算式(1)から算式(8)までにより算定した額の合算額</p> <p>算式(1)(指導費分) 指導費月額保護単価 253,040(令和3年10月以降は252,790)円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(2)(日用品費分) 日用品費月額保護単価 20,910(令和3年10月以降は20,890)円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(3)(看護代替要員費分) 看護代替要員費月額保護単価 180(令和3年10月以降は170)円×その月初日の措置児童等数(指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。)</p> <p>算式(4)(療育訓練費分) 療育訓練費月額保護単価 450(令和3年10月以降は440)円×その月初日の措置児童等数</p> <p>算式(5)(スプリンクラー保守管理等費分) スプリンクラー保守管理等費月額保護単価 330(令和3年10月以降は320)円×その月初日の措置児童等数 各月初日において、スプリンクラー設備を設置している施設(地方公共団体及び社会福祉事業団等の経営する施設を除く。)</p> <p>算式(6) 児童発達支援管理責任者配置費分月額保護単</p>

			<p>価 7,690 円×その月初日の措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(7) 小規模グループケア加算分月額保護単価 75,940 円×その月初日の別に定める基準による 小規模グループケア加算対象措置児童等数（指定発達支援医療機関に入所させる場合は除く。）</p> <p>算 式(8) ソーシャルワーカー配置加算分月額保護単価 7,810 円×その月初日の措置児童等数</p> <p>(注) この欄に掲げる経費のほか、幼稚園費、教育費、学校給食費、見学旅行費、入進学支度金、特別育成費、夏季等特別行事費、期末一時扶助費及び葬祭費を支弁できるものとし、その支弁要件、その用途及び各月の支弁額の算式については、この表の(7)から(14)及び(18)の費目の項に定めるところによる。</p>
(7) 幼 稚 園	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて幼稚園に就園中のもの及び幼稚園に入園するもの。	幼稚園及び子ども・子育て支援法第 19 条第 1 項第 1 号の認定を受けた児童(子ども・子育て支援法第 11 条に規定する子どものための教育・保育給付費の支給を	<p>次の算式により算定した額。</p> <p>その施設等のその月またはその年度におけるその措置児童につき、幼稚園等に就園している児童であつて、幼稚園等の就園に必要な入学金、保育料、制服等の実費（寄付金は除く。）を合算した額。</p> <p>ただし、各自治体において幼稚園就園奨励費を補助している場合においては、その就園奨励費補助額を控除した額とする。</p>

費		受けている児童に限る。)が利用する施設・事業所(以下「幼稚園等」という。)の就園に必要な経費									
(8) 教育費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの及び特別支援学校の高等部第1学年に入学するもの。	次に掲げる経費 (1)その児童の義務教育(特別支援学校高等部の教育を含む。)に必要な学用品費等 (2)教材代 (3)通学のための交通費 (4)その児童の特別支援学校高等部入学に必要な学用品費等	<p>次の算式(1)によって算定した額</p> <p>ただし、教材代又は通学のための交通費を支弁すべき児童があるときは、それぞれ算式(2)又は算式(3)により算定した額を、特別支援学校の高等部第1学年に入学する児童があるときは、算式(4)により算定した額を、それぞれ算式(1)によって算定した額に加算する。</p> <p>なお、算式(4)については、4月分の措置費として支弁する。</p> <p>算式(1)</p> <p>次の表の教育費学年別月額保護単価×その月の学年別就学措置児童等数</p> <p>教育費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 1509 1437 1753"> <thead> <tr> <th>学年別</th> <th>小学校</th> <th>中学校</th> <th>特別支援学校高等部</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 2,210</td> <td>円 4,380</td> <td>円 4,380</td> </tr> </tbody> </table> <p>算式(2)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等の別に定めるところにより教科書に準ずる正規の教材として学校長が指定するものの購入に必要な実費を合算した額</p>	学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部	保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380
学年別	小学校	中学校	特別支援学校高等部								
保護単価(月額)	円 2,210	円 4,380	円 4,380								

			<p>算 式(3)</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等であって、交通費の支給を必要と認めるもの(その児童(重症心身障害児を除く。))が通学する場合に付添人を特に必要と認めるときは、その付添人を含み、その数はそれぞれ児童6人につき1人とする。)があるときは、その児童又は付添人が最も経済的な通常の経路及び方法により通学し、又は付添いする場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあつては、これに準ずるもの。)の実費を合算した額</p> <p>算 式(4)</p> <p>特別加算費年額保護単価 86,300 円×特別支援学校の高等部第1学年入学措置児童等数</p>		
(9)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、学校給食を実施している義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部に在学中のもの。	その児童のその学校給食に必要な経費	その施設のその月におけるその措置児童等が、その義務教育諸学校又は特別支援学校の高等部から学校給食費として徴収される実費を合算した額		
(10)	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であつて、小学校第6学年、中学校第3学年若しくは特別支援学校の高等	その児童の見学旅行に直接必要な交通費、宿泊費等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算 式</p> <p>次の表の見学旅行費学年別年額保護単価×その月の学年別見学旅行参加措置児童等数</p> <p>見学旅行費保護単価表(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> <td style="width: 50%; height: 20px;"></td> </tr> </table>		

旅 行 費	部第3学年(高等学校を含む。)の 在学中のもので、 その学校の教育 課程において実 施される見学旅 行(通常の「修学 旅行」をいう。) に参加するもの。		<table border="1" data-bbox="831 152 1425 595"> <thead> <tr> <th data-bbox="831 152 1214 248">学年別</th> <th data-bbox="1214 152 1425 248">保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="831 248 1214 344">小学校第6学年</td> <td data-bbox="1214 248 1425 344">22,690円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 344 1214 441">中学校第3学年</td> <td data-bbox="1214 344 1425 441">60,910円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="831 441 1214 595">特別支援学校の高等部第3 学年(高等学校を含む。)</td> <td data-bbox="1214 441 1425 595">111,290円</td> </tr> </tbody> </table>	学年別	保護単価 (年額)	小学校第6学年	22,690円	中学校第3学年	60,910円	特別支援学校の高等部第3 学年(高等学校を含む。)	111,290円
学年別	保護単価 (年額)										
小学校第6学年	22,690円										
中学校第3学年	60,910円										
特別支援学校の高等部第3 学年(高等学校を含む。)	111,290円										
(11) 入 進 学 支 度 金	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等であっ て、小学校第1学 年に入学し、又は 中学校第1学年 に進学するもの。	その児童 の入進学 に際し必 要な学童 用品等の 購入費	<p data-bbox="786 701 1457 779">次の算式によって算定した額の合算額とし4月分の措置費として支弁する。</p> <p data-bbox="810 846 906 880">算式</p> <p data-bbox="810 898 1457 976">次の表の入進学支度金学年別年額保護単価× 学年別入進学措置児童等数</p> <p data-bbox="810 1043 1137 1077">入進学支度金保護単価表</p> <p data-bbox="1066 1088 1393 1122">(措置児童等1人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="815 1133 1437 1469"> <thead> <tr> <th data-bbox="815 1133 1289 1272">学 年 別</th> <th data-bbox="1289 1133 1437 1272">保護単価 (年額)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td data-bbox="815 1272 1289 1368">小学校第1学年入学児童</td> <td data-bbox="1289 1272 1437 1368">64,300円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="815 1368 1289 1469">中学校第1学年進学児童</td> <td data-bbox="1289 1368 1437 1469">81,000円</td> </tr> </tbody> </table>	学 年 別	保護単価 (年額)	小学校第1学年入学児童	64,300円	中学校第1学年進学児童	81,000円		
学 年 別	保護単価 (年額)										
小学校第1学年入学児童	64,300円										
中学校第1学年進学児童	81,000円										
(12) 特 別 育 成	障害児入所施設 及び指定発達支 援医療機関の措 置児童等であっ て、別に定めると ころにより、高等 学校に在学して いるもの及び高 等学校第1学年 に入学するもの。	次に掲げ る経費 (1)その 児童の高 等学校在 学中にお ける教育 に必要な 授業料、ク ラブ費等	<p data-bbox="786 1581 1457 1704">次の算式によって算定した額の合算額。ただし、 算式(2)については4月分の措置費として支弁す る。</p> <p data-bbox="810 1771 962 1805">算式(1)</p> <p data-bbox="810 1823 1457 1901">次の表の特別育成費公私別月額保護単価×そ の月の公私別高等学校在学措置児童等数</p> <p data-bbox="842 1968 1137 2002">特別育成費保護単価表</p> <p data-bbox="858 2018 1185 2051">(措置児童等1人当たり)</p>								

費		の学校納付金、教科書代、学用品費等の教科学習費、通学費等 (2)その児童の高等学校入学に際し必要な学用品費等	<table border="1" data-bbox="906 203 1406 546"> <tr> <th data-bbox="906 203 1201 349">公私別</th> <th data-bbox="1201 203 1406 349">保護単価 (月額)</th> </tr> <tr> <td data-bbox="906 349 1201 450">国・公立高等学校</td> <td data-bbox="1201 349 1406 450">23,330 円</td> </tr> <tr> <td data-bbox="906 450 1201 546">私立高等学校</td> <td data-bbox="1201 450 1406 546">34,540 円</td> </tr> </table> <p data-bbox="815 651 1463 779"> 算式(2) 特別加算費年額保護単価 86,300 円×高等学校第1学年入学措置児童等数 </p>	公私別	保護単価 (月額)	国・公立高等学校	23,330 円	私立高等学校	34,540 円
公私別	保護単価 (月額)								
国・公立高等学校	23,330 円								
私立高等学校	34,540 円								
(13) 夏 季 等 特 別 行 事 費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、義務教育諸学校に在学しているもので、その学校又は教育委員会が、当該学年の児童・生徒の全員を参加させて行う夏季等の臨海、林間学校等の行事に参加するもの。	その児童の夏季等特別行事に参加するのに必要な交通費等	<p data-bbox="815 898 1201 931">次の算式によって算定した額</p> <p data-bbox="815 994 1463 1122"> 算式 夏季等特別行事費1件当たり保護単価 3,150 円×夏季等特別行事参加措置児童等数 </p>						
(14) 期 末 一 時	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	その児童の年末における被服等の購入費	<p data-bbox="815 1816 1463 1895"> 次の算式によって算定した額とし、12月分の措置費として支弁する。 </p> <p data-bbox="815 1957 1463 2040"> 算式 期末一時扶助費年額保護単価 5,500 円×12月 </p>						

扶助費			初日の措置児童等数												
(15) 職業補導費	障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、義務教育を終了した後公共職業訓練所等の職業補導機関に通うもの。	次に掲げる経費 (1) その児童の交通費 (2) その児童に係る教科書代等	<p>次の算式により算定した額の合算額</p> <p>算式(1) その施設のその月におけるその措置児童等が最も経済的な通常の経路及び方法により通う場合のその普通旅客運賃の定期乗車券(定期乗車券のない場合にあってはこれに準ずるもの)の実費</p> <p>算式(2) 職業補導費月額保護単価 5,030 円×その月の職業補導機関に通っている措置児童等数</p>												
(16) 児童用採暖費	福祉型障害児入所施設の措置児童等	その児童の冬の採暖に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額。 ただし、その支弁のできる期間は、10 月分から翌年 3 月分までに限る。</p> <p>算式 次の表の児童用採暖費級地別月額保護単価×その月初日の措置児童等数</p> <p style="text-align: center;">児童用採暖費保護単価表(措置児童等 1 人当たり)</p> <table border="1" data-bbox="448 1509 1437 1854"> <thead> <tr> <th>級地別</th> <th>5 級地</th> <th>4 級地</th> <th>3 級地</th> <th>2 級地</th> <th>その他の地域</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>保護単価(月額)</td> <td>円 7,650</td> <td>円 5,870</td> <td>円 3,800</td> <td>円 2,820</td> <td>円 1,420</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) 児童用採暖費の級地区分については、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成 16 年法律第 136 号)の施行(平成 16 年 10 月 28 日)前の国家公務員の寒冷地手当に関する法律第 1 条に規定する級地区分を使用</p>	級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域	保護単価(月額)	円 7,650	円 5,870	円 3,800	円 2,820	円 1,420
級地別	5 級地	4 級地	3 級地	2 級地	その他の地域										
保護単価(月額)	円 7,650	円 5,870	円 3,800	円 2,820	円 1,420										

	<p>すること。</p>		
<p>(17) 就 職 支 度 費</p>	<p>障害児入所施設の措置児童等(重症心身障害児を除く。)であって、その児童が就職するためその入所の措置が解除されることとなったもの。</p>	<p>(1)その児童の就職に際し必要な寝具類、被服類等の購入費 (2)その児童の就職に際し必要な住居費、生活費等</p>	<p>次の算式(1)によって算定した額とし、入所措置が解除される日の属する月の措置費として支弁する。ただし、別に定める基準に該当する場合には、算式(2)によって算定した額を加算する。</p> <p>算式(1) 就職支度費1件当たり保護単価 82,760円×その月の就職による措置解除児童数</p> <p>算式(2) 就職支度費1件当たり特別基準保護単価 141,430円×その月の別に定める基準による就職による措置解除児童数</p>
<p>(18) 葬 祭 費</p>	<p>障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって、死亡したもの(以下「死亡児」という。)</p>	<p>その死亡児の火葬又は埋葬納骨その他葬祭のために必要な経費</p>	<p>次の算式により算定した額。ただし、その死亡児の葬祭に要した費用の総額が 159,040円を超える場合であって、その総額のうち火葬に要した費用の額が 450円を超えるときはその超える額を、自動車の料金その他死体の運搬に要した費用の額が 10,760円を超えるときは 9,190円の範囲内においてその超える額を、それぞれ加算する。</p> <p>算式 葬祭費1件当たり保護単価 159,040円×死亡児数</p>

費目の種類 第1欄	支弁対象児童等 第2欄	経費の用途 第3欄	各月の支弁額の算式 第4欄
(1) 肢体不自由児基本分措置医療費	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>ア その措置児童等が社会保険(健康保険、日雇労働者健康保険、国民健康保険、船員保険、国家公務員共済組合、公共企業体職員等共済組合、地方公務員等共済組合又は私立学校教職員共済組合等をいう。以下同じ。)の被保険者、組合員又は被扶養者である場合においては、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号。以下「診療報酬の算定方法」という。)及び入院時食事療養費に係る食事療養及び入院時生活療養費に係る生活療養の費用の額の算定に関する基準(平成18年厚生労働省告示第99号。以下「入院時食事療養費の算定基準」という。)に準じて算定した額から、その社会保険において医療に関する給付が行われる額を控除した額</p> <p>イ アに該当しない措置児童等については、診療報酬の算定方法に準じて算定した額</p>
(2) 肢体不自由児療育費	主として肢体不自由児を入所させる指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(3) 自	主として自閉症児を入	施設の運営に必要な	次の算式により算定した額の合計額

閉症児基本分措置医療費	所させる医療型障害児入所施設の措置児童等	な医療費	<p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(4) 重症心身障害児療育費	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等	施設の運営に必要な医療費	<p>次の算式により算定した額の合計額</p> <p>算式</p> <p>各月の支弁額の算式は、この表の(1)のアの「肢体不自由児基本分措置医療費」の第4欄の算式に定めるところに準じて算定した額</p>
(5) 措置医療費	障害児入所施設及び指定発達支援医療機関の措置児童等であって疾病、障害等により医師、歯科医師等によって、診察、治療、投薬、手術等の医療を受けるためその支弁が必要と認められるもの	その児童等の医療に必要な経費	<p>次の算式によって算定した額</p> <p>算式</p> <p>その施設のその月におけるその措置児童等につき、診療報酬の算定方法及び入院時食事療養費の算定基準に準じて算定した額（その医療機関が社会保険の指定医療機関であり、かつ、その措置児童等が社会保険の被扶養者等である場合においては、その社会保険において給付が行われる額を控除した額とする。）を合算した額</p> <p>なお、その児童等の看護、移送等に要する費用についても健康保険法の給付の取扱いの場合に準じて支弁して差支えない。</p>

別表 4

費目の種類 第1欄	対象経費 第2欄	基準額 第3欄
(1) 障害児入所給付費	法第24条の2に規定する障害児入所給付費の支給に要した費用	法第24条の2の規定に基づき、指定入所支援費用基準額につき算定した障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 高額障害児入所給付費	法第24条の6に規定する高額障害児入所給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の4の規定に基づき算定した高額障害児入所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(3) 特定入所障害児食費等給付費	法第24条の7に規定する特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用	児童福祉法施行令第27条の6の規定に基づき算定した特定入所障害児食費等給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(4) 障害児通所給付費	法第21条の5の3に規定する障害児通所給付費の支給に要した費用	法第21条の5の3の規定に基づき、指定通所支援費用基準額につき算定した障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

<p>(5) 特例障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 に規定する特例障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 21 条の 5 の 4 の規定に基づき算定した特例障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(6) 高額障害児 通所給付費</p>	<p>法第 21 条の 5 の 12 に規定する高額障害児通所給付費の支給に要した費用</p>	<p>児童福祉法施行令第 25 条の 5 の規定に基づき算定した高額障害児通所給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(7) 障害児相談 支援給付費</p>	<p>法第 24 条の 26 に規定する障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 26 の規定に基づき算定した障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>
<p>(8) 特例障害児 相談支援給 付費</p>	<p>法第 24 条の 27 に規定する特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用</p>	<p>法第 24 条の 27 の規定に基づき算定した特例障害児相談支援給付費の支給に要した費用の額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）</p>

費目の種類 第 1 欄	対象経費 第 2 欄	基準額 第 3 欄
(1) 障害児入所医療費	法第 24 条の 20 に規定する障害児入所医療費の支給に要した費用	法第 24 条の 20 の規定に基づき算定した障害児入所医療費の額から同法第 24 条の 22 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）
(2) 肢体不自由児通所医療費	法第 21 条の 5 の 29 に規定する肢体不自由児通所医療費の支給に要した費用	法第 21 条の 5 の 29 の規定に基づき算定した肢体不自由児通所医療費の額から同法第 21 条の 5 の 31 に基づき給付を行わないとした額を控除して得た額（その費用のための寄附金その他の収入があるときは、当該収入の額を控除した額）

障害児施設徴収金基準額表（扶養義務者用）

各月初日の措置児童等の属する世帯の階層区分		入所施設	
階層区分	定 義	徴収金基準額 (月額)	
A	生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）による被保護世帯（単給世帯を含む）及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）による支援給付受給世帯	0 円	
B	A 階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯	2,200	
C	A 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税の額が均等割の額のみ在世帯（所得割の額のない世帯）	4,500	
D 1	A 階層及び C 階層を除き当該年度分の市町村民税の課税世帯であって、その市町村民税所得割の額の区分が次の区分に該当する世帯	1 円から 12,000 円まで	6,600
D 2		12,001 円から 30,000 円まで	9,000
D 3		30,001 円から 60,000 円まで	13,500
D 4		60,001 円から 96,000 円まで	18,700
D 5		96,001 円から 189,000 円まで	29,000
D 6		189,001 円から 277,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（治療に要する費用を含む。以下同じ。）（全額徴収。ただし、その額が 41,200 円を超えるときは 41,200 円とする。）

D 7	277,001 円から 348,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 54,200 円を超えるときは 54,200 円とする。）
D 8	348,001 円から 465,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 68,700 円を超えるときは 68,700 円とする。）
D 9	465,001 円から 594,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 85,000 円を超えるときは 85,000 円とする。）
D 10	594,001 円から 716,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 102,900 円を超えるときは 102,900 円とする。）
D 11	716,001 円から 864,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 122,500 円を超えるときは 122,500 円とする。）
D 12	864,001 円から 1,056,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 143,800 円を超えるときは 143,800 円とする。）

D 13	1,056,001 円から 1,238,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 166,600 円を超えるときは 166,600 円とする。）
D 14	1,238,001 円から 1,439,000 円まで	その月のその措置児童等にかかる措置費の支弁額（全額徴収。ただし、その額が 191,200 円を超えるときは 191,200 円とする。）
D 15	1,439,001 円以上	全 額 徴 収

備 考	<p>1 この表の C 階層における「均等割の額」とは、地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）第 292 条第 1 項第 1 号に規定する均等割の額をいい、同階層及び D 1～D 15 階層における「所得割の額」とは、同項第 2 号に規定する所得割の額をいう。</p> <p>なお、同法第 323 条に規定する市町村民税の減免があった場合には、その額を所得割の額又は均等割の額から順次控除して得た額を所得割の額又は均等割の額とする。</p> <p>2 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによること。</p> <p>（1） 地方税法第 314 条の 7、第 314 条の 8、同法附則第 5 条第 3 項、附則第 5 条の 4 第 6 項及び附則第 5 条の 4 の 2 第 5 項の規定は適用しないものとする。</p> <p>（2） 地方税法等の一部を改正する法律（平成 22 年法律第 4 号）第 1 条の規定による改正前の地方税法第 292 条第 1 項第 8 号に規定する扶養親族（16 歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。）及び同法第 314 条の 2 第 1 項第 11 号に規定する特定扶養親族（19 歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。）があるときは、同号に規定する額（扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの（扶養親族に係る額に相当するものを除く。）に限る。）に同法第 314 条の 3 第 1 項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。</p> <p>（3） 当該扶養義務者が指定都市（地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 252 条の 19 第 1 項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。</p> <p>3 この表の「入所施設」とは、障害児入所施設及び指定発達支援医療機関（入所に限る。）をいう。</p>
--------	---

4 措置児童等の属する世帯の階層がB階層と認定された世帯であっても、次に掲げる世帯である場合には、上表の規定にかかわらず、当該階層の徴収金基準額は0円とする。

- ① 「単身世帯」……扶養義務者のいない世帯
- ② 「母子世帯等」……母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）第6条第1項に規定する「配偶者のない女子」及び同条第2項に規定する「配偶者のない男子」であって、民法（明治29年法律第89号）第877条の規定に基づき現に児童を扶養しているものの世帯
- ③ 「在宅障害児（者）（社会福祉施設に措置された児童（者）、法第24条の2により入所施設を利用する児童、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）（以下「障害者総合支援法」という。）第6条の自立支援給付の受給者（障害者総合支援法第5条第6項、第7項、第12項、第13項及び第14項のサービスに限る。）又は障害者総合支援法附則第22条の特定旧法受給者を除く。）のいる世帯」…次に掲げる児（者）を有する世帯をいう。
 - ア 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条に定める身体障害者手帳の交付を受けた者。
 - イ 療育手帳制度要綱（昭和48年9月27日厚生省発児第156号）に定める療育手帳の交付を受けた者。
 - ウ 特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和39年法律第134号）に定める特別児童扶養手当の支給対象児、国民年金法（昭和34年法律第141号）に定める国民年金の障害基礎年金手当等の受給者。
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第45条に定める精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者。
- ④ 「その他の世帯」……保護者の申請に基づき、生活保護法に定める要保護者等特に困窮していると法第56条の規定による都道府県又は市町村の長が認めた世帯。

5 同一世帯から2人以上の児童等が措置されている場合においては、その月の徴収金基準額の最も多額な児童等以外の児童等については、この表の基準額に0.1を乗じた額をもってその児童等の基準額とする。

6 措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過した障害児であって小学校就学の始期に達するまでの間にあるものである場合は、法第56条第2項の規定にかかわらず、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分を除いた部分については徴収しないこととする。

ただし、当該措置児童等にかかる措置費のうち実費負担に相当する部分については、この表の基準額を上限として徴収することができる。

7 6の規定は、B階層と認定された世帯に属する措置児童等が、3歳に達する日以後の最初の3月31日を経過する前の障害児である場合についても同様とする。

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表
 （令和3年4月から令和3年9月）

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	291,040	282,420	280,220	274,520	271,480	263,410	257,350	251,270
31～40	244,290	237,010	235,240	230,300	227,740	221,050	215,960	210,850
41～50	217,930	211,390	209,750	205,360	203,060	197,080	192,450	187,840
51～60	213,780	207,360	205,760	201,400	199,160	193,150	188,670	184,110
61～70	209,650	203,320	201,750	197,460	195,250	189,240	184,870	180,400
71～80	200,800	194,710	193,200	189,090	187,020	181,220	177,030	172,760
81～90	191,960	186,130	184,650	180,730	178,780	173,210	169,180	165,120
91～100	184,080	178,560	177,130	173,310	171,300	166,040	162,130	158,160
101～110	183,840	178,290	176,870	173,080	171,060	165,810	161,890	157,930
111～120	183,600	178,030	176,620	172,860	170,830	165,580	161,650	157,710
121～130	183,370	177,770	176,370	172,640	170,600	165,350	161,420	157,490
131～140	181,530	175,990	174,580	170,870	168,900	163,640	159,800	155,890
141～150	179,690	174,190	172,810	169,100	167,200	161,960	158,190	154,270
151～160	177,950	172,490	171,180	167,510	165,620	160,510	156,590	152,750
161～170	176,030	170,640	169,320	165,700	163,850	158,710	154,950	151,060
171～180	175,760	170,410	169,060	165,430	163,570	158,460	154,680	150,830
181～190	175,490	170,170	168,800	165,150	163,290	158,220	154,420	150,610
191人以上	170,840	165,640	164,340	160,810	158,980	154,080	150,390	146,710

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	599,140	581,630	577,330	564,600	557,790	540,190	526,960	513,490
11～20	354,170	343,770	341,180	333,710	329,760	319,270	311,420	303,520

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	234,580	227,070	225,140	219,600	216,600	208,890	203,260	197,560
11～20	193,900	188,480	187,100	183,140	181,030	175,470	171,450	167,200

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	283,910	275,150	273,020	268,420	267,040	257,230	249,410	243,410
31～40	264,050	256,010	253,930	249,730	248,560	239,300	232,040	226,450
41～50	252,210	244,510	242,580	238,120	236,560	227,700	220,750	215,120
51～60	240,090	232,730	230,860	226,680	225,080	216,670	210,180	204,890
61～70	234,520	227,330	225,530	221,550	219,890	212,190	206,180	201,280
71人以上	216,260	209,640	207,960	204,200	202,790	195,710	190,190	185,610

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	289,750	281,080	278,920	273,110	270,110	262,120	256,040	250,010
31 ~ 35	253,180	245,630	243,750	238,640	236,050	228,990	223,620	218,360
36 ~ 40	236,330	229,340	227,580	222,850	220,340	213,790	208,860	203,970
41 ~ 50	218,110	211,590	209,980	205,610	203,260	197,200	192,610	188,040
51 ~ 60	207,320	201,120	199,550	195,300	193,170	187,350	182,940	178,610
61 ~ 70	205,490	199,230	197,710	193,610	191,360	185,610	181,290	176,980
71 ~ 80	196,230	190,260	188,770	184,800	182,710	177,170	172,970	168,890
81 ~ 90	193,350	187,530	186,020	182,100	180,010	174,540	170,370	166,290
91人以上	183,710	178,120	176,710	172,980	171,050	165,720	161,850	157,890

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	659,850	640,540	635,790	621,640	614,240	594,560	579,970	565,160
6 ~ 10	599,970	582,410	578,140	565,210	558,590	540,750	527,410	514,020
11 ~ 15	438,640	425,780	422,570	412,820	406,440	393,600	383,830	374,160
16 ~ 20	359,950	349,340	346,670	338,760	333,510	322,710	314,750	306,730
21 ~ 25	307,670	298,610	296,330	289,470	284,920	275,780	268,900	262,080
26 ~ 30	291,090	282,350	280,200	274,100	270,110	262,120	256,040	250,010
31 ~ 35	257,230	249,650	247,630	242,310	238,670	231,590	226,130	220,820
36 ~ 40	237,330	230,290	228,510	223,620	220,250	213,670	208,720	203,820
41 ~ 50	229,540	222,720	220,980	216,110	212,810	206,380	201,530	196,630
51 ~ 60	207,580	201,350	199,790	195,420	192,530	186,710	182,350	178,070
61 ~ 70	205,720	199,440	197,920	193,620	190,620	184,950	180,580	176,300
71 ~ 80	196,440	190,440	188,960	184,810	181,990	176,430	172,240	168,160
81 ~ 90	193,510	187,690	186,190	182,120	179,300	173,850	169,710	165,630
91人以上	183,280	177,640	176,250	172,350	169,700	164,420	160,500	156,550

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,670	301,660	299,650	293,780	290,700	282,550	276,540	270,370
6 ~ 10	271,730	264,170	262,260	256,740	253,840	246,160	240,410	234,680
11 ~ 15	217,810	211,600	210,120	205,650	203,300	197,060	192,460	187,710
16 ~ 20	194,150	188,570	187,240	183,130	181,030	175,410	171,170	166,930
21 ~ 25	189,050	183,530	182,180	178,240	176,130	170,650	166,540	162,370
26 ~ 30	183,930	178,520	177,150	173,340	171,220	165,910	161,890	157,840

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	287,430	278,770	276,570	270,790	267,820	259,790	253,630	247,760
31 ~ 35	251,240	243,630	241,740	236,710	234,030	226,990	221,590	216,330
36 ~ 40	235,380	228,250	226,500	221,800	219,190	212,670	207,720	202,790
41 ~ 50	217,280	210,610	209,000	204,620	202,380	196,260	191,630	186,990
51 ~ 60	206,660	200,320	198,700	194,530	192,360	186,530	182,140	177,780
61 ~ 70	205,010	198,570	197,000	192,810	190,620	184,830	180,540	176,180
71 ~ 80	195,800	189,710	188,160	184,130	182,090	176,540	172,320	168,230
81 ~ 90	192,340	186,390	184,820	180,840	178,880	173,360	169,280	165,170
91人以上	183,530	177,790	176,310	172,560	170,580	165,360	161,390	157,440

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	653,760	634,490	629,770	615,630	608,290	588,710	574,200	559,290
6 ~ 10	594,030	576,620	572,150	559,400	552,670	535,040	521,810	508,450
11 ~ 15	432,540	419,760	416,640	407,340	402,510	389,580	379,810	370,220
16 ~ 20	356,340	345,910	343,190	335,480	331,500	320,810	312,810	304,700
21 ~ 25	306,940	297,820	295,610	288,980	285,490	276,280	269,410	262,500
26 ~ 30	287,110	278,620	276,440	270,710	267,680	259,750	253,650	247,760
31 ~ 35	251,010	243,520	241,670	236,620	234,010	226,930	221,620	216,330
36 ~ 40	235,160	228,130	226,410	221,710	219,300	212,650	207,730	202,790
41 ~ 50	217,060	210,570	208,970	204,560	202,380	196,240	191,630	186,990
51 ~ 60	206,420	200,230	198,620	194,460	192,320	186,480	182,130	177,780
61 ~ 70	204,700	198,470	196,920	192,780	190,610	184,870	180,540	176,180
71 ~ 80	195,600	189,620	188,120	184,120	182,060	176,480	172,350	168,230
81 ~ 90	192,080	186,250	184,770	180,830	178,840	173,310	169,270	165,170
91人以上	183,300	177,710	176,320	172,540	170,590	165,380	161,420	157,440

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	308,550	300,600	298,600	292,780	289,740	281,670	275,580	269,560
6 ~ 10	271,210	263,650	261,780	256,200	253,280	245,730	239,930	234,190
11 ~ 15	217,740	211,590	210,080	205,620	203,240	197,050	192,420	187,720
16 ~ 20	195,120	189,560	188,140	184,010	181,870	176,160	172,000	167,730
21 ~ 25	189,810	184,290	182,930	178,940	176,870	171,300	167,200	163,010
26 ~ 30	184,480	179,050	177,740	173,850	171,860	166,470	162,390	158,320

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	261,160	253,180	251,190	245,810	243,000	235,650	230,030	224,460
51 ~ 60	257,450	249,500	247,570	242,120	239,140	231,570	225,920	220,150
61 ~ 70	251,310	243,580	241,690	236,550	233,820	226,790	221,390	216,000
71人以上	246,520	238,980	237,120	232,130	229,480	222,590	217,280	211,950

別表7 障害児入所施設事務費の保護単価（措置児童等1人当たり）表
 （令和3年10月以降）

1 一般分保護単価

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	290,750	282,140	279,940	274,250	271,210	263,150	257,090	251,020
31 ~ 40	244,050	236,770	235,000	230,070	227,510	220,830	215,740	210,640
41 ~ 50	217,710	211,180	209,540	205,150	202,860	196,880	192,260	187,650
51 ~ 60	213,570	207,150	205,550	201,200	198,960	192,960	188,480	183,930
61 ~ 70	209,440	203,120	201,550	197,260	195,050	189,050	184,690	180,220
71 ~ 80	200,600	194,520	193,010	188,900	186,830	181,040	176,850	172,590
81 ~ 90	191,770	185,940	184,470	180,550	178,600	173,040	169,010	164,960
91 ~ 100	183,900	178,380	176,950	173,140	171,130	165,870	161,970	158,000
101 ~ 110	183,660	178,110	176,690	172,910	170,890	165,640	161,730	157,770
111 ~ 120	183,420	177,850	176,440	172,690	170,660	165,410	161,490	157,550
121 ~ 130	183,190	177,590	176,190	172,470	170,430	165,180	161,260	157,330
131 ~ 140	181,350	175,810	174,410	170,700	168,730	163,480	159,640	155,730
141 ~ 150	179,510	174,020	172,640	168,930	167,030	161,800	158,030	154,120
151 ~ 160	177,770	172,320	171,010	167,340	165,450	160,350	156,430	152,600
161 ~ 170	175,850	170,470	169,150	165,530	163,690	158,550	154,800	150,910
171 ~ 180	175,580	170,240	168,890	165,260	163,410	158,300	154,530	150,680
181 ~ 190	175,310	170,000	168,630	164,990	163,130	158,060	154,270	150,460
191人以上	170,670	165,470	164,180	160,650	158,820	153,930	150,240	146,560

(1) - 2 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	598,540	581,050	576,750	564,040	557,230	539,650	526,430	512,980
11 ~ 20	353,820	343,430	340,840	333,380	329,430	318,950	311,110	303,220

(1) - 3 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

(障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人	234,350	226,840	224,920	219,380	216,380	208,680	203,060	197,360
11 ~ 20	193,710	188,290	186,910	182,960	180,850	175,290	171,280	167,030

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	283,630	274,880	272,750	268,150	266,770	256,970	249,160	243,170
31 ~ 40	263,790	255,750	253,680	249,480	248,310	239,060	231,810	226,220
41 ~ 50	251,960	244,270	242,340	237,880	236,320	227,470	220,530	214,910
51 ~ 60	239,850	232,500	230,630	226,450	224,860	216,450	209,970	204,690
61 ~ 70	234,290	227,100	225,300	221,330	219,670	211,980	205,970	201,080
71人以上	216,040	209,430	207,750	204,000	202,590	195,510	190,000	185,420

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	289,460	280,800	278,640	272,840	269,840	261,860	255,780	249,760
31 ~ 35	252,930	245,380	243,510	238,400	235,810	228,760	223,400	218,140
36 ~ 40	236,090	229,110	227,350	222,630	220,120	213,580	208,650	203,770
41 ~ 50	217,890	211,380	209,770	205,400	203,060	197,000	192,420	187,850
51 ~ 60	207,110	200,920	199,350	195,100	192,980	187,160	182,760	178,430
61 ~ 70	205,280	199,030	197,510	193,420	191,170	185,420	181,110	176,800
71 ~ 80	196,030	190,070	188,580	184,620	182,530	176,990	172,800	168,720
81 ~ 90	193,160	187,340	185,830	181,920	179,830	174,370	170,200	166,120
91人以上	183,530	177,940	176,530	172,810	170,880	165,550	161,690	157,730

(3) - 2 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人まで	659,190	639,900	635,150	621,020	613,630	593,970	579,390	564,600
6 ~ 10	599,370	581,830	577,560	564,650	558,030	540,210	526,880	513,510
11 ~ 15	438,200	425,350	422,150	412,410	406,030	393,210	383,450	373,790
16 ~ 20	359,590	348,990	346,320	338,420	333,180	322,390	314,440	306,420
21 ~ 25	307,360	298,310	296,030	289,180	284,640	275,500	268,630	261,820
26 ~ 30	290,800	282,070	279,920	273,830	269,840	261,860	255,780	249,760
31 ~ 35	256,970	249,400	247,380	242,070	238,430	231,360	225,900	220,600
36 ~ 40	237,090	230,060	228,280	223,400	220,030	213,460	208,510	203,620
41 ~ 50	229,310	222,500	220,760	215,890	212,600	206,170	201,330	196,430
51 ~ 60	207,370	201,150	199,590	195,220	192,340	186,520	182,170	177,890
61 ~ 70	205,510	199,240	197,720	193,430	190,430	184,770	180,400	176,120
71 ~ 80	196,240	190,250	188,770	184,630	181,810	176,250	172,070	167,990
81 ~ 90	193,320	187,500	186,000	181,940	179,120	173,680	169,540	165,460
91人以上	183,100	177,460	176,070	172,180	169,530	164,260	160,340	156,390

(3) - 3 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	309,360	301,360	299,350	293,490	290,410	282,270	276,260	270,100
6 ~ 10	271,460	263,910	262,000	256,480	253,590	245,910	240,170	234,450
11 ~ 15	217,590	211,390	209,910	205,440	203,100	196,860	192,270	187,520
16 ~ 20	193,960	188,380	187,050	182,950	180,850	175,230	171,000	166,760
21 ~ 25	188,860	183,350	182,000	178,060	175,950	170,480	166,370	162,210
26 ~ 30	183,750	178,340	176,970	173,170	171,050	165,740	161,730	157,680

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	287,140	278,490	276,290	270,520	267,550	259,530	253,380	247,510
31 ~ 35	250,990	243,390	241,500	236,470	233,800	226,760	221,370	216,110
36 ~ 40	235,140	228,020	226,270	221,580	218,970	212,460	207,510	202,590
41 ~ 50	217,060	210,400	208,790	204,420	202,180	196,060	191,440	186,800
51 ~ 60	206,450	200,120	198,500	194,340	192,170	186,340	181,960	177,600
61 ~ 70	204,810	198,370	196,800	192,620	190,430	184,650	180,360	176,000
71 ~ 80	195,600	189,520	187,970	183,950	181,910	176,360	172,150	168,060
81 ~ 90	192,150	186,200	184,640	180,660	178,700	173,190	169,110	165,000
91人以上	183,350	177,610	176,130	172,390	170,410	165,190	161,230	157,280

(4) - 2 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	653,110	633,860	629,140	615,010	607,680	588,120	573,630	558,730
6 ~ 10	593,440	576,040	571,580	558,840	552,120	534,510	521,290	507,940
11 ~ 15	432,110	419,340	416,220	406,930	402,110	389,190	379,430	369,850
16 ~ 20	355,980	345,560	342,850	335,140	331,170	320,490	312,500	304,400
21 ~ 25	306,630	297,520	295,310	288,690	285,200	276,000	269,140	262,240
26 ~ 30	286,820	278,340	276,160	270,440	267,410	259,490	253,400	247,510
31 ~ 35	250,760	243,280	241,430	236,380	233,780	226,700	221,400	216,110
36 ~ 40	234,930	227,900	226,180	221,490	219,080	212,440	207,520	202,590
41 ~ 50	216,840	210,360	208,760	204,360	202,180	196,040	191,440	186,800
51 ~ 60	206,210	200,030	198,420	194,270	192,130	186,290	181,950	177,600
61 ~ 70	204,500	198,270	196,720	192,590	190,420	184,690	180,360	176,000
71 ~ 80	195,400	189,430	187,930	183,940	181,880	176,300	172,180	168,060
81 ~ 90	191,890	186,060	184,590	180,650	178,660	173,140	169,100	165,000
91人以上	183,120	177,530	176,140	172,370	170,420	165,210	161,260	157,280

(4) - 3 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

(主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	308,240	300,300	298,300	292,490	289,450	281,390	275,300	269,290
6 ~ 10	270,940	263,390	261,520	255,940	253,030	245,480	239,690	233,960
11 ~ 15	217,520	211,380	209,870	205,410	203,040	196,850	192,230	187,530
16 ~ 20	194,930	189,370	187,950	183,830	181,690	175,980	171,830	167,560
21 ~ 25	189,620	184,110	182,750	178,760	176,690	171,130	167,030	162,850
26 ~ 30	184,300	178,870	177,560	173,680	171,690	166,300	162,230	158,160

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
50人まで	260,900	252,930	250,940	245,560	242,760	235,410	229,800	224,240
51 ~ 60	257,190	249,250	247,320	241,880	238,900	231,340	225,690	219,930
61 ~ 70	251,060	243,340	241,450	236,310	233,590	226,560	221,170	215,780
71人以上	246,270	238,740	236,880	231,900	229,250	222,370	217,060	211,740

2 加算分保護単価
(令和3年4月以降)

(1) 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
30人まで	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550
31 ~ 40	13,640	13,220	13,120	12,810	12,680	12,260	11,970	11,660
41 ~ 50	10,080	9,770	9,700	9,480	9,380	9,070	8,870	8,630
51 ~ 60	9,150	8,890	8,820	8,620	8,540	8,240	8,040	7,830
61 ~ 70	8,070	7,820	7,770	7,610	7,520	7,300	7,120	6,950
71 ~ 80	7,060	6,840	6,790	6,650	6,590	6,360	6,200	6,070
81 ~ 90	6,070	5,890	5,840	5,720	5,650	5,420	5,330	5,230
91 ~ 100	5,000	4,840	4,800	4,670	4,600	4,460	4,400	4,260
101 ~ 110	4,630	4,500	4,450	4,350	4,260	4,170	4,050	3,960
111 ~ 120	4,270	4,140	4,140	4,040	4,020	3,820	3,730	3,620
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,610	3,550	3,450	3,360
131 ~ 140	3,560	3,460	3,430	3,360	3,310	3,230	3,140	3,090
141 ~ 150	3,270	3,170	3,150	3,080	3,060	2,940	2,860	2,790
151 ~ 160	3,140	3,040	3,030	2,950	2,910	2,830	2,760	2,700
161 ~ 170	3,140	3,030	3,020	2,940	2,900	2,770	2,700	2,670
171 ~ 180	3,020	2,950	2,910	2,850	2,800	2,690	2,650	2,550
181 ~ 190	2,910	2,830	2,790	2,730	2,700	2,620	2,540	2,490
191人以上	2,730	2,650	2,630	2,590	2,560	2,490	2,420	2,370

(1) - 2 職業指導員加算分保護単価

(福祉型障害児入所施設(主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設を除く。))

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	51,700	50,100	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910

(1) - 3 職業指導員加算分保護単価

(主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設)

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
5人	103,630	100,470	99,690	97,380	96,180	93,050	90,730	88,260
6 ~ 10	51,700	50,100	49,720	48,580	47,960	46,470	45,270	44,020
11 ~ 15	34,400	33,320	33,070	32,300	31,950	30,880	30,100	29,300
16 ~ 20	25,730	24,920	24,730	24,180	23,870	23,140	22,540	21,910
21 ~ 25	20,530	19,880	19,720	19,280	19,060	18,450	18,010	17,510
26 ~ 30	16,990	16,450	16,310	15,960	15,820	15,230	14,930	14,550

(2) 乳幼児加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人につき	26,990	26,200	26,010	25,430	25,120	24,280	23,750	23,210

(3) 主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設の指導員特別加算分保護単価

定員	月額
5人	円 37,570
6 ~ 10	18,780
11 ~ 15	12,520
16 ~ 20	9,390
21 ~ 25	7,510
26 ~ 30	6,260
31 ~ 35	5,360

(4) 心理指導担当職員配置加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	38,050	36,940	36,660	35,830	35,270	34,160	33,330	32,500
11 ~ 20	19,020	18,470	18,330	17,910	17,630	17,080	16,660	16,250
21 ~ 30	12,680	12,310	12,220	11,940	11,760	11,390	11,110	10,830
31 ~ 40	9,510	9,230	9,160	8,950	8,820	8,540	8,330	8,120
41 ~ 50	7,610	7,380	7,330	7,160	7,050	6,830	6,660	6,500
51 ~ 60	6,340	6,150	6,110	5,970	5,880	5,690	5,550	5,410
61 ~ 70	5,430	5,270	5,230	5,110	5,040	4,880	4,760	4,640
71 ~ 80	4,750	4,610	4,580	4,470	4,410	4,270	4,160	4,060
81 ~ 90	4,220	4,100	4,070	3,980	3,920	3,790	3,700	3,610
91 ~ 100	3,800	3,690	3,660	3,580	3,520	3,410	3,330	3,250
101 ~ 110	3,450	3,350	3,330	3,250	3,200	3,100	3,030	2,950
111 ~ 120	3,170	3,070	3,050	2,980	2,940	2,840	2,770	2,700
121 ~ 130	2,920	2,840	2,820	2,750	2,710	2,620	2,560	2,500
131 ~ 140	2,710	2,630	2,610	2,560	2,520	2,440	2,380	2,320
141 ~ 150	2,530	2,460	2,440	2,380	2,350	2,270	2,220	2,160
151 ~ 160	2,370	2,300	2,290	2,240	2,200	2,130	2,080	2,030
161 ~ 170	2,230	2,170	2,150	2,100	2,070	2,010	1,960	1,910
171 ~ 180	2,110	2,050	2,030	1,990	1,960	1,890	1,850	1,800
181 ~ 190	2,000	1,940	1,930	1,880	1,850	1,790	1,750	1,710
191人以上	1,900	1,840	1,830	1,790	1,760	1,700	1,660	1,620

(5) 心理指導担当職員配置加算分保護単価（公認心理師を配置した場合）

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	39,250	38,140	37,860	37,030	36,470	35,360	34,530	33,700
11 ~ 20	20,220	19,670	19,530	19,110	18,830	18,280	17,860	17,450
21 ~ 30	13,880	13,510	13,420	13,140	12,960	12,590	12,310	12,030
31 ~ 40	10,710	10,430	10,360	10,150	10,020	9,740	9,530	9,320
41 ~ 50	8,810	8,580	8,530	8,360	8,250	8,030	7,860	7,700
51 ~ 60	7,540	7,350	7,310	7,170	7,080	6,890	6,750	6,610
61 ~ 70	6,630	6,470	6,430	6,310	6,240	6,080	5,960	5,840
71 ~ 80	5,950	5,810	5,780	5,670	5,610	5,470	5,360	5,260
81 ~ 90	5,420	5,300	5,270	5,180	5,120	4,990	4,900	4,810
91 ~ 100	5,000	4,890	4,860	4,780	4,720	4,610	4,530	4,450
101 ~ 110	4,650	4,550	4,530	4,450	4,400	4,300	4,230	4,150
111 ~ 120	4,370	4,270	4,250	4,180	4,140	4,040	3,970	3,900
121 ~ 130	4,120	4,040	4,020	3,950	3,910	3,820	3,760	3,700
131 ~ 140	3,910	3,830	3,810	3,760	3,720	3,640	3,580	3,520
141 ~ 150	3,730	3,660	3,640	3,580	3,550	3,470	3,420	3,360
151 ~ 160	3,570	3,500	3,490	3,440	3,400	3,330	3,280	3,230
161 ~ 170	3,430	3,370	3,350	3,300	3,270	3,210	3,160	3,110
171 ~ 180	3,310	3,250	3,230	3,190	3,160	3,090	3,050	3,000
181 ~ 190	3,200	3,140	3,130	3,080	3,050	2,990	2,950	2,910
191人以上	3,100	3,040	3,030	2,990	2,960	2,900	2,860	2,820

(6) 看護職員配置加算(Ⅰ)分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,840	45,180	43,930	42,690
11 ~ 20	25,490	24,660	24,460	23,830	23,420	22,590	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,060	14,640	14,230
31 ~ 40	12,740	12,330	12,230	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,100	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,250	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,380	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,400	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,980	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

(7) 看護職員配置加算(Ⅱ)分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	50,990	49,330	48,910	47,670	46,840	45,180	43,930	42,690
11 ~ 20	25,490	24,660	24,460	23,830	23,420	22,590	21,960	21,340
21 ~ 30	16,990	16,440	16,300	15,890	15,610	15,060	14,640	14,230
31 ~ 40	12,740	12,330	12,230	11,910	11,710	11,290	10,980	10,670
41 ~ 50	10,190	9,860	9,780	9,530	9,360	9,030	8,780	8,530
51 ~ 60	8,490	8,220	8,150	7,940	7,800	7,530	7,320	7,110
61 ~ 70	7,280	7,040	6,980	6,810	6,690	6,450	6,270	6,090
71 ~ 80	6,370	6,160	6,110	5,950	5,850	5,640	5,490	5,330
81 ~ 90	5,660	5,480	5,430	5,290	5,200	5,020	4,880	4,740
91 ~ 100	5,100	4,930	4,890	4,760	4,680	4,510	4,390	4,260
101 ~ 110	4,630	4,480	4,440	4,330	4,250	4,100	3,990	3,880
111 ~ 120	4,250	4,110	4,070	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
121 ~ 130	3,920	3,790	3,760	3,660	3,600	3,470	3,380	3,280
131 ~ 140	3,640	3,520	3,490	3,400	3,340	3,220	3,130	3,040
141 ~ 150	3,400	3,280	3,260	3,170	3,120	3,010	2,920	2,840
151 ~ 160	3,180	3,080	3,050	2,980	2,920	2,820	2,740	2,660
161 ~ 170	3,000	2,900	2,870	2,800	2,750	2,650	2,580	2,510
171 ~ 180	2,830	2,740	2,710	2,640	2,600	2,510	2,440	2,370
181 ~ 190	2,680	2,590	2,570	2,500	2,460	2,370	2,310	2,240
191人以上	2,550	2,460	2,440	2,380	2,340	2,250	2,190	2,130

(8) 児童発達支援管理責任者配置費分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	55,420	53,580	53,110	51,730	50,800	48,960	47,570	46,190
11 ~ 20	27,710	26,790	26,550	25,860	25,400	24,480	23,780	23,090
21 ~ 30	18,470	17,860	17,700	17,240	16,930	16,320	15,850	15,390
31 ~ 40	13,850	13,390	13,280	12,930	12,700	12,240	11,890	11,540
41 ~ 50	11,080	10,710	10,620	10,340	10,160	9,790	9,510	9,230
51 ~ 60	9,230	8,930	8,850	8,620	8,460	8,160	7,920	7,690
61 ~ 70	7,910	7,650	7,580	7,390	7,250	6,990	6,790	6,590
71 ~ 80	6,920	6,690	6,640	6,460	6,350	6,120	5,940	5,770
81 ~ 90	6,150	5,950	5,900	5,740	5,640	5,440	5,280	5,130
91 ~ 100	5,540	5,350	5,310	5,170	5,080	4,890	4,750	4,610
101 ~ 110	5,030	4,870	4,820	4,700	4,610	4,450	4,320	4,190
111 ~ 120	4,610	4,460	4,420	4,310	4,230	4,080	3,960	3,840
121 ~ 130	4,260	4,120	4,080	3,970	3,900	3,760	3,660	3,550
131 ~ 140	3,950	3,820	3,790	3,690	3,620	3,490	3,390	3,290
141 ~ 150	3,690	3,570	3,540	3,440	3,380	3,260	3,170	3,070
151 ~ 160	3,460	3,340	3,320	3,230	3,170	3,060	2,970	2,880
161 ~ 170	3,260	3,150	3,120	3,040	2,980	2,880	2,790	2,710
171 ~ 180	3,070	2,970	2,950	2,870	2,820	2,720	2,640	2,560
181 ~ 190	2,910	2,820	2,790	2,720	2,670	2,570	2,500	2,430
191人以上	2,770	2,670	2,650	2,580	2,540	2,440	2,370	2,310

(9) 児童指導員等加配加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	41,570	40,180	39,830	38,790	38,100	36,720	35,680	34,640
11 ～ 20	20,780	20,090	19,910	19,400	19,050	18,360	17,840	17,320
21 ～ 30	13,850	13,390	13,270	12,930	12,700	12,240	11,890	11,540
31 ～ 40	10,390	10,040	9,960	9,690	9,520	9,180	8,920	8,660
41 ～ 50	8,310	8,030	7,960	7,760	7,620	7,340	7,130	6,920
51 ～ 60	6,920	6,690	6,630	6,460	6,350	6,120	5,940	5,770
61 ～ 70	5,930	5,740	5,690	5,540	5,440	5,240	5,090	4,940
71 ～ 80	5,190	5,020	4,980	4,850	4,760	4,590	4,460	4,330
81 ～ 90	4,610	4,460	4,420	4,310	4,230	4,080	3,960	3,840
91 ～ 100	4,150	4,010	3,980	3,870	3,810	3,670	3,560	3,460
101 ～ 110	3,770	3,650	3,620	3,520	3,460	3,330	3,240	3,140
111 ～ 120	3,460	3,340	3,320	3,230	3,170	3,060	2,970	2,880
121 ～ 130	3,190	3,090	3,060	2,980	2,930	2,820	2,740	2,660
131 ～ 140	2,960	2,870	2,840	2,770	2,720	2,620	2,540	2,470
141 ～ 150	2,770	2,670	2,650	2,580	2,540	2,440	2,370	2,300
151 ～ 160	2,590	2,510	2,490	2,420	2,380	2,290	2,230	2,160
161 ～ 170	2,440	2,360	2,340	2,280	2,240	2,160	2,090	2,030
171 ～ 180	2,300	2,230	2,210	2,150	2,110	2,040	1,980	1,920
181 ～ 190	2,180	2,110	2,090	2,040	2,000	1,930	1,870	1,820
191人以上	2,070	2,000	1,990	1,940	1,900	1,830	1,780	1,730

(10) 小規模グループケア加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	91,130	88,090	87,330	85,050	83,540	80,500	78,220	75,940

(11) 小規模グループケア加算(サテライト型)分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
1人当たり	112,350	108,610	107,670	104,860	102,990	99,250	96,440	93,630

(12) ソーシャルワーカー配置加算分保護単価

地域区分 定員	20/100	16/100	15/100	12/100	10/100	6/100	3/100	その他
	円	円	円	円	円	円	円	円
10人まで	56,050	54,220	53,760	52,390	51,470	49,640	48,270	46,900
11 ～ 20	28,020	27,110	26,880	26,190	25,730	24,820	24,130	23,450
21 ～ 30	18,680	18,070	17,920	17,460	17,150	16,540	16,090	15,630
31 ～ 40	14,010	13,550	13,440	13,090	12,860	12,410	12,060	11,720
41 ～ 50	11,210	10,840	10,750	10,470	10,290	9,930	9,650	9,380
51 ～ 60	9,340	9,030	8,960	8,730	8,580	8,270	8,040	7,810
61 ～ 70	8,000	7,740	7,680	7,480	7,350	7,090	6,890	6,700
71 ～ 80	7,000	6,770	6,720	6,540	6,430	6,200	6,030	5,860
81 ～ 90	6,220	6,020	5,970	5,820	5,720	5,510	5,360	5,210
91 ～ 100	5,600	5,420	5,370	5,230	5,140	4,960	4,820	4,690
101 ～ 110	5,090	4,920	4,880	4,760	4,680	4,510	4,380	4,260
111 ～ 120	4,670	4,510	4,480	4,360	4,290	4,130	4,020	3,900
121 ～ 130	4,310	4,170	4,130	4,030	3,960	3,810	3,710	3,600
131 ～ 140	4,000	3,870	3,840	3,740	3,670	3,540	3,440	3,350
141 ～ 150	3,730	3,610	3,580	3,490	3,430	3,310	3,210	3,120
151 ～ 160	3,500	3,380	3,360	3,270	3,210	3,100	3,010	2,930
161 ～ 170	3,290	3,190	3,160	3,080	3,020	2,920	2,840	2,750
171 ～ 180	3,110	3,010	2,980	2,910	2,860	2,750	2,680	2,600
181 ～ 190	2,950	2,850	2,830	2,750	2,700	2,610	2,540	2,460
191人以上	2,800	2,710	2,680	2,620	2,570	2,480	2,410	2,340

障害児入所施設の職種別職員定数表

1 福祉型障害児入所施設

(1) 主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	2人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(2) 主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。

看護師	通じて定員20人につき1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	1人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
医師	医師1人。嘱託医2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(3) 主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設

職種別	職員の定数
施設長	1人。
児童指導員	通じて定員4人につき1人。
保育士	ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介助員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄養士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事務員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調理員等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱託医	2人。
児童発達支援管理責任者	1人。

(4) 主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。
介 助 員	1人。
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。
嘱 託 医	1人。
児童発達支 援管理責任 者	1人。

(5) 主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設

職 種 別	職 員 の 定 数
施 設 長	1人。 ただし、定員30人未満の場合は児童指導員の兼務とする。
児童指導員 保 育 士	通じて定員3.5人につき1人。
介 助 員	1人。
看 護 師	定員50人につき3人。
栄 養 士	1人。ただし、定員41人以上の場合に限る。
事 務 員	1人。

調理員等	4人。
嘱託医	1人。
児童発達支援管理責任者	1人。

主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員30人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあっては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	_____
嘱 託 医	2人。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	_____

主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施 設 長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 指 導 員 保 育 士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介 助 員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職 業 指 導 員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごと	本体施設の職員と兼務とする。	_____

	に1人を加算する。		
嘱託医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童発達支援管理責任者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を本体施設とし、主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設又は障害者支援施設を併設する場合の職種別職員定数表

職種別	職員の定数		
	本体施設	併設施設	
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	障害者支援施設
施設長	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児童指導員 保育士	通じて定員4人につき1人。 ただし、定員35人以下の施設については、この定数のほか1人を加算する。	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。	_____
介助員	1人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
職業指導員	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____

栄 養 士	1人。 ただし、定員41人以上の場合に限る。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
事 務 員	定員150人未満の場合は1人。 定員150人以上の場合は2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
調 理 員 等	定員90人未満の場合は4人。 以下同様に30人ごとに1人を加算する。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
嘱 託 医	2人。	本体施設の職員と兼務とする。	_____
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	1人。	業務に支障がない場合は本体施設の児童発達支援管理責任者と兼務できる。	_____

障害者支援施設を本体施設とし、主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数	
	本 体 施 設	併 設 施 設
	障害者支援施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。
医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員4人につき1人。 この定数のほか1人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。

栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 発 達 支 援 管 理 責 任 者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

障害者支援施設を本体施設とし、主として盲児又はろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設を併設する場合の職種別職員定数表

職 種 別	職 員 の 定 数		
	本 体 施 設	併 設 施 設	
	障害者支援施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設
施 設 長	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児 童 指 導 員 保 育 士	_____	通じて定員 4 人につき 1 人。 この定数のほか 1 人を加算する。	通じて定員 4 人につき 1 人。 この定数のほか 1 人を加算する。
職 業 指 導 員	_____	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。	職業補導設備を有する施設にあつては、別に定めるところにより必要な人員を加算する。
栄 養 士	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
事 務 員	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
調 理 員 等	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。

医 師	_____	本体施設の職員と兼務とする。	本体施設の職員と兼務とする。
児童発達支援管理責任者	_____	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。	業務に支障がない場合は本体施設のサービス管理責任者と兼務できる。

別紙様式 1

障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金調書

地方公共団体名

令和 年度 厚生労働省所管

(単位:円)

国			地方公共団体										備考	
歳出 予算 科目	交付決定額	補助 率	歳入			歳出								
			科目	予算現額	収入済額	科目	予算現額	うち国庫負 担金相当額	支出済額	うち国庫負 担金相当額	翌年度 繰越額	うち国庫負 担金相当額		

(記入要領)

- 1 「国」の「交付決定額」は、交付決定通知書に示した負担金の額を記入すること。また、「歳出予算科目」は、項、目及び目の細分を記載すること。
- 2 「地方公共団体」の「科目」は、歳入にあつては、款、項、目、節を、歳出にあつては、款、項、目をそれぞれ記載すること。
- 3 「予算現額」は、歳入にあつては、当初予算額、追加補正予算額等区分を、歳出にあつては、当初予算額、追加補正予算額、予備費支出額、流用増減額等の区分を明らかにして記載すること。
- 4 「備考」は、参考となる事項を適宜記載すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

都道府県知事

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

なお、管内市町村分については、申請書を受理し、その内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

申請額	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円
うち障害児入所給付費等国庫負担金	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円
うち障害児入所医療費等国庫負担金	金	0 円
都道府県分	金	0 円
市 町 村分	金	0 円

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B)
- 3 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分申請額内訳 (別紙C)
- 4 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
計			0			0	0	0	0	0	0	
障害児入所給付費等	障害児入所給付費							0				
	高額障害児入所給付費							0				
	特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0			0	0	0	0	0	
合計	0		0	0		0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(1)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費を除いた予定支弁額を記入すること。

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置医療費国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
計			0			0	0	0	0		0	
療費害児庫施設負担医	障害児入所医療費							0				
	計			0		0	0	0	0		0	
合計			0			0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所医療費」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

別紙C

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分申請額内訳

〇〇県

区 分			種 目	対象経費の 支出予定額	寄附金その他 の収入予定額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負担額	差引国庫負担 基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	既交付決定額	差引追加交付 (一部取消)申請額 (H-I)			
				A	B	C	D	E	F	G	H	I	J			
				円	円	円	円	円	円	円	円	円	円			
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児入所施設給付費等	措置費 国庫負担金	い や る 事 由 に よ る 措 置	やむを得ない事由による措置費			0		0		0		0			
				障害児施設給付費等	障 害 児 通 所 給 付 費 等	障害児通所給付費			0		0	/	0	/	0	/
						特例障害児通所給付費			0		0		0			
						高額障害児通所給付費			0		0		0			
	計	0	0	0	0	0	0									
	障害児相談支援給付費等	障 害 児 相 談 支 援 給 付 費 等	障害児相談支援給付費			0		0	/	0	/	0	/			
			特例障害児相談支援給付費			0		0		0						
			計	0	0	0	0	0		0						
	小 計			0	0	0	0	0		0		0		0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	国庫負担金	障 害 児 医 療 費 給 付 金	やむを得ない事由による措置医療費			0		0	/	0	/	0	/		
医療費							0		0		0					
小 計			0	0	0	0	0	0	0		0		0		0	
合 計				0	0	0	0	0	0	0	0	0	0			

(記入要領)

この表は、別紙様式3の交付申請書をとりとめて、市町村分を作成すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額	金	0 円
〔	うち障害児入所給付費等国庫負担金	金 0 円
	うち障害児入所医療費等国庫負担金	金 0 円
〕		

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

別紙A

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金所要額調書

〇 〇 市

(単位:円)

区 分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障 害 児 施 設 措 置 費 国 庫 負 担	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0					
計			0			0	0	0	0		0	
金 障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児入所給付費							0				
	高額障害児入所給付費							0				
	特定入所障害児食費等給付費							0				
	計			0			0	0	0		0	
合 計	0		0	0		0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所給付費等」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(1)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費を除いた予定支弁額を記入すること。

令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書

(単位:円)

区分 施設種別	予定支弁総額			予定徴収金等			寄附金その他の収入 予定額 ⑦	⑧差引国庫負担基本額 (③-(⑥+⑦))	⑨同左に対する 要国庫負担額 (⑧×1/2)	⑩既交付決定額	⑪差引変更分所要額 (⑨-⑩)	備考
	①前年度実績支弁総額	②率%	③(①×②)	④前年度実績徴収金	⑤率%	⑥(④×⑤)						
障害児施設措置 医療費 国庫負担金	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設							0				
	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設							0				
	主として重症心身障害児を入所させる医療型障害児入所施設及び指定発達支援医療機関							0				
	指定発達支援医療機関(肢体不自由児)							0				
	計			0			0	0	0	0	0	0
療費 国庫負担金	障害児入所医療費							0				
	計			0		0	0	0	0	0	0	
合計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記載上の注意)

- 「①前年度実績支弁総額」の欄は、前年度交付要綱により算定された額を記入すること。
- 「②率」、「⑤率」の欄は、過去の措置児童等数、支弁額、徴収金基準額の増減を考慮し、各都道府県において設定したものとし、その率の算出根拠を備考欄に簡明に記入すること。
- 「障害児入所医療費」の「予定支弁総額」については、交付要綱5の(2)のイにより算定された額を記入すること。
- 本様式には医療費、入院時食事療養費及び障害児入所医療費のみの予定支弁額を記入すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金の交付申請について

標記について、次により国庫負担金を交付されたく、関係書類を添えて申請する。

申請額	金	0	円
〔	うち障害児入所給付費等国庫負担金	金	0 円
	うち障害児入所医療費等国庫負担金	金	0 円
〕			

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金所要額調書 (別紙A)
- 2 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金事業計画書 (別紙B)
- 3 歳入歳出予算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入内訳

種目	金額	算出の基礎

(記入要領)

「寄附金その他の収入予定額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」(昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知)を参照すること。

別紙B

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金事業計画書

市町村名

事業種別			対象者延人員(人)	対象経費の支出 予定額(円)	
障害児入所給付費等	障害児施設 措置費国庫 負担金	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費		
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費		
			計	0	0
	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費			
		特例障害児相談支援給付費			
		計	0	0	
	小計			0	0
	障害児入所医療費等	障害児施設 措置費国庫 負担金	やむを得ない事由による措置医療費		
障害児施設 医療費国庫 負担金		肢体不自由児通所医療費			
小計			0	0	
合計			0	0	

(注)対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付決定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で申請のあった令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金については補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第6条 { 第1項の規定により、 } 令和 年 月 日厚生労働省発障第 号をもって次のとおり交付することに決定されたので、同法第8条の規定により通知する。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

- 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 19年 12月 18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。ただし、事業の内容が変更された場合において、事業に要する経費又は国庫負担金の額が変更されるときは、別に通知するところによるものとする。
- 3 この国庫負担金の額の確定は、交付要綱の5に定める交付額の算定方法により行われるものである。
- 4 この国庫負担金は、交付要綱の7に掲げる事項を条件として交付するものである。
- 5 事業に係る事業実績報告は、交付要綱の12に定めるところにより行わなければならない。
- 6 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 年 月 日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

〇〇〇市(町村)

区 分			事業に要する経費	負担金の額	
			円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 措置費 国庫負担金	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等 国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費	/	/
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費		
		計	0		
	障害児相談支援 給付費等	障害児相談支援給付費	/	/	
		特例障害児相談支援給付費			
		計			0
	小 計			0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設 措置費 国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費		
障害児施設 医療費 国庫負担金		肢体不自由児通所医療費			
小 計			0	0	
合 計			0	0	

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金
変更交付決定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 月 日第 号で交付された令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金
及び障害児入所医療費等国庫負担金については、{ 令和 月 日第 号申請に基
づき、 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する
法律（昭和30年法律第179号）第10条第1項の規定により } 令和 月 日厚生労働省発
障第 号をもって決定の内容の一部を次のとおり変更することに決定されたので通知する。

（超過交付が生じた場合）

なお、超過交付となった金 円については、同法第18条第1項の規定により、令和
月 日までに返還することを命じられたので併せて通知する。

令和 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

- 1 国庫負担金の交付の対象となる事業（以下「事業」という。）は、平成 19年 12月 18日厚生労働省発障第1218002号厚生労働事務次官通知の別紙「障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金交付要綱」（以下「交付要綱」という。）の4に定める事業であり、その内容は別紙のとおりである。
- 2 事業に要する経費及び国庫負担金の額は、別紙のとおりである。
- 3 この交付の決定の内容又は条件に不服がある場合における補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第9条第1項の規定による申請の取下げをすることができる期限は令和 月 日とする。

別紙

交付対象事業並びに事業に要する経費及び負担金の額

区 分			事業に要する経費	左のうち今回増加額 (減少)	負担金額	左のうち今回追加交付額 (減少)	
			円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置費					
	障害児施設給付費等国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費				
			特例障害児通所給付費				
			高額障害児通所給付費				
			計	0	0	0	0
	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費				
			特例障害児相談支援給付費				
			計	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費				
障害児施設医療費国庫負担金		肢体不自由児通所医療費					
小 計			0	0	0	0	
合 計			0	0	0	0	

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

都 道 府 県 知 事

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書

令和 年 月 日厚生労働省発障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、関係書類を添えて報告する。

なお、同日付で交付決定を受けた管内市町村分の標記に係る事業実績については、次のとおり報告があり、内容を審査した結果適正と認められるので、併せて提出する。

添付書類

- (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書 (別紙A)
- (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書 (別紙B)
- (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表 (別紙C)
- (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表 (別紙D)
- (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童 (者) 数月別集計表 (別紙E)
- (6) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表 (別紙F)
- (7) 歳入歳出決算書抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
	円	
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
○ ○ ○ ○		
計		

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

(単位:円)

〇〇県

施設種別	実支出額	寄附金	し、実支出額から寄附金を控除	障害児入所措置医療費		障害児入所医療費	計	総額(①と②を比較して少ない方の額)	国庫負担の対象となる支弁	徴収金等	差引国庫負担基本額 ③-④ ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1/2)	国庫負担金交付決定額	国庫負担金受入済額	要国庫負担金に対する受入済額の過不足額	国庫負担金未受入額
				医療費	入院時食事療養費											
			①				②	③	④	⑤	⑥					
障害児施設			0				0	0		0						
措置施設			0				0	0		0						
医療費国庫負担金			0				0	0		0						
			0				0	0		0						
			0				0	0		0						
			0				0	0		0						
			0				0	0		0						
			0				0	0		0						
			0				0	0		0						
			0				0	0		0						
①小計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0					
障害児施設			0				(0)	0		0						
医療費国庫負担金			0				(0)	0		0						
			0				(0)	0		0						
			0				(0)	0		0						
			0				(0)	0		0						
②小計	0	0	0				(0)0	0	0	0	0		⑦	⑧	⑧-⑥	⑦-⑧
合計(①+②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置費

施設種別等 月別	障害児入所措置費									
	福祉型障害児入所施設 主として知的障害児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	障害児入所施設 主として盲児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主としてろうあ児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	療養型障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	療養型障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	指定発達支援医療機関 主として重症心身障害児を入所させる	指定発達支援医療機関 主として知的障害児を入所させる	指定発達支援医療機関 主として肢体不自由児を入所させる
4月	人									
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

2. 障害児入所給付費等

施設種別等 月別	障害児入所給付費										(高額の障害児入所給付費)	(特定入所障害児食費等給付費)	
	福祉型障害児入所施設 主として知的障害児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	療養型障害児入所施設 主として盲児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主としてろうあ児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	療養型障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	療養型障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	指定発達支援医療機関 主として重症心身障害児を入所させる	指定発達支援医療機関 主として知的障害児を入所させる	指定発達支援医療機関 主として肢体不自由児を入所させる			
3月												()	
4月												()	
5月												()	
6月												()	
7月												()	
8月												()	
9月												()	
10月												()	
11月												()	
12月												()	
1月												()	
2月												()	
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	(0)	0

(記載上の注意)

1. 障害児入所措置費については、各月の初日措置人員について支弁台帳総括表の当該施設の「初日措置人員」の欄の数を記載すること。
2. 措置停止のある施設については、その人員を()書きで再掲すること。
3. 障害児入所給付費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
4. 障害児入所給付費の高額障害児入所給付費、特定入所障害児食費等給付費については、それぞれの対象者延べ人員数を記載すること。
また、高額障害児入所給付費については、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整額が確定した人員を対象者延べ人員数に含め、括弧書きでその人員を明らかにすること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費

施設種別等 月別	施設種別等								
	福祉型障害児入所施設 主として知的障害児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	障害児入所施設 主として盲児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主としてろうあ児を入所させる	福祉型障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	療型障害児入所施設 主として自閉症児を入所させる	療型障害児入所施設 主として肢体不自由児を入所させる	指定発達支援医療機関（肢体不自由児） 主として重症心身障害児を入所させる	指定発達支援医療機関 主として重症心身障害児を入所させる
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月									
6月									
7月									
8月									
9月									
10月									
11月									
12月									
1月									
2月									
3月									
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〇〇県

2. 障害児入所医療費

施設種別等 月別	障害児入所医療費
	3月
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

(記載上の注意)

障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

費目 月別	障害児施設																									
	重度障害児支援加算費					強度行動障害児特別支援加算費	重度重複障害児加算費	被虐待児受入加算費	教育費			見学旅行費			入進学支度金		特別育成費		夏季等特別行事費	児童用採暖費					児童発達支援管理責任者配置加算	小規模グループケア加算
	福祉型障害児施設(自由児以外)		障害児施設(肢体自由児)	福祉型障害児入所施設(肢体不自由児)	医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)			小学生	中学生	盲・ろう学校等高等部	小学校第6学年	中学校第3学年	盲・ろう学校等高等部第3学年	小学校第1学年入学児童	中学校第1学年進学児童	国・公立高等学校	私立高等学校		5級地	4級地	3級地	2級地	その他地域		
	25%加算分	30%加算分																								
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月																										
6月																										
7月																										
8月																										
9月																										
10月																										
11月																										
12月																										
1月																										
2月																										
3月																										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員及び該当措置人員を記入すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金市町村分精算書集計表

〇〇県

区分	種 目	対象経費の 支出済額	寄附金その他 の収入額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負 担額	差引国庫負担 基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	交付決定額	国庫負担受入額	差 引 過 不 足 額		備 考	
												過 (J-H)	不足 (H-J)		
		A 円	B 円	C 円	D 円	E 円	F 円	G 円	H 円	I 円	J 円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児入所施設 国庫負担金	措置費			0	0		0	0			0	0		
	障害児 施設 給 付 費 等	障害児通所 給 付 費 等	障害児通所給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児通所給付費			0	0		0						
			高額障害児通所給付費			0	0		0						
			計	0	0	0	0	0		0	0			0	0
	国庫 負担 金	障害児相談 支 援 給 付 費 等	障害児相談支援給付費			0	0	/	0	/	/	/	/	/	
			特例障害児相談支援給付費			0	0		0						
			計	0	0	0	0	0		0	0			0	0
	小 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	国庫負担 金	措置費			0	0		0	0			0	0	
医療費 国庫負担 金		障害児 医療費			0	0	/	0	0			0	0		
小 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計			0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		

(記入要領)

- この表は、別紙様式7の実績報告書を取りまとめて、市町村分を作成すること。
- 「高額障害児通所給付費」については、高額介護（予防）サービス費及び高額医療合算介護（予防）サービス費との併給調整を要する場合における支給額の変更は、当該併給調整額が確定した年度の実績報告額に計上し、対象経費の支出済額に含まれる当該変更額を、「備考」の欄で明らかにすること。

第 号
令和 年 月 日

厚生労働大臣 殿

指 定 都 市 市 長
児 童 相 談 所 設 置 市 市 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金に係る事業実績報告書

令和 年 月 日厚生労働省発障第 号により交付決定を受けた標記に係る事業実績について、
関係書類を添えて報告する。

添付書類

- (1) 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金精算書 (別紙A)
- (2) 令和 年度障害児入所医療費等国庫負担金精算書 (別紙B)
- (3) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所給付費等対象者等集計表 (別紙C)
- (4) 初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表 (別紙D)
- (5) 令和 年度障害児入所措置費事業費支弁児童 (者) 数月別集計表 (別紙E)
- (6) 歳入歳出決算書抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
○ ○ ○ ○ 計	円	

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

(単位:円)

〇〇市

施設種別	実支出額	寄附金	し、実支出額から寄附金を控除	障害児入所措置医療費		障害児入所医療費	計②	総額(①と②を比較して少ない方の額)	国庫負担の対象となる支弁	徴収金等	差引国庫負担基本額 ③-④ ⑤	同左に対する要国庫負担額 (⑤×1/2)	国庫負担金交付決定額	国庫負担金受入済額	要国庫負担金に対する受入済額の過不足額	国庫負担金未受入額
				医療費	入院時食事療養費											
			①				②	③	④	⑤	⑥					
障害児施設			0				0	0		0						
措置施設			0				0	0		0						
医療費			0				0	0		0						
国庫負担金			0				0	0		0						
①小計	0	0	0	0	0		0	0	0	0	0					
障害児施設			0			(0)	0	0		0						
医療費			0			(0)	0	0		0						
国庫負担金			0			(0)	0	0		0						
②小計	0	0	0			(0)0	0	0	0	0	0		⑦	⑧	⑧-⑥	⑦-⑧
合計(①+②)	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0				0	0

別紙D

初日措置人員等施設種別及び月別集計表並びに障害児入所医療費等対象者等集計表

1. 障害児入所措置医療費

施設種別等 月別	1. 障害児入所措置医療費									
	福祉型障害児入所施設	主として知的障害児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として盲児を入所させる福祉型障害児入所施設	主としてろうあ児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる福祉型障害児入所施設	主として自閉症児を入所させる医療型障害児入所施設	主として肢体不自由児を入所させる医療型障害児入所施設	主として重症心身障害児を入所させる医療支援医療機関	指定発達支援医療機関（肢体不自由児）
	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
4月										
5月										
6月										
7月										
8月										
9月										
10月										
11月										
12月										
1月										
2月										
3月										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

〇〇市
2. 障害児入所医療費

施設種別等 月別	2. 障害児入所医療費
	障害児入所医療費
	人
3月	
4月	
5月	
6月	
7月	
8月	
9月	
10月	
11月	
12月	
1月	
2月	
計	0

(記載上の注意)

障害児入所医療費については、それぞれの施設種別ごとに、前年度3月から当該年度2月までの対象者延べ人員数を記載すること。
(障害児入所給付費の欄に記載した人員の再掲とする。)

費目 月別	障害児施設																									
	重度障害児支援加算費					強度行動障害児特別支援加算費	重度重複障害児加算費	被虐待児受入加算費	教育費			見学旅行費			入進学支度金		特別育成費		夏季等特別行事費	児童用採暖費					児童発達支援管理責任者配置加算	小規模グループケア加算
	福祉型障害児施設(肢体不自由児以外)		障害児施設(肢体不自由児)	福祉型障害児入所施設(肢体不自由児)	医療型障害児入所施設	指定医療機関(肢体不自由児)			小学生	中学生	盲・ろう学校等高等部	小学校第6学年	中学校第3学年	盲・ろう学校等高等部第3学年	小学校第1学年入学児童	中学校第1学年進学児童	国・公立高等学校	私立高等学校		5級地	4級地	3級地	2級地	その他地域		
	25%加算分	30%加算分																								
4月	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
5月																										
6月																										
7月																										
8月																										
9月																										
10月																										
11月																										
12月																										
1月																										
2月																										
3月																										
計	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

(注) この表は、当該年度において、各費目について支弁された各月初日の措置人員及び該当措置人員を記入すること。

番 号
年 月 日

厚生労働大臣 殿

市 町 村 長

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金の事業実績報告について

令和 年 月 日厚生労働省発障第 号により交付決定を受けた標記に係る
事業実績について、関係書類を添えて報告する。

(添付書類)

- 1 令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書 (別紙)
- 2 歳入歳出決算書 (又は見込書) 抄本

別添

寄附金その他の収入額の内訳

種目	金額	説明
○ ○ ○ ○ 計	円	

(記入要領)

「寄附金その他の収入済額」については、「厚生省所管補助金等にかかる寄附金その他の収入の取扱いについて」（昭和35年4月25日会発第1312号各都道府県知事あて厚生省大臣官房会計課長通知）を参照すること。

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金精算書

〇〇市(町村)

第1 収支精算額表

区分	種 目	対象経費の 支出済額	寄附金その他 の収入額	差引額 (A-B)	基準額	国庫負担基本額 (C・Dいずれか 少ない方の額)	通所利用者負 担額	差引国庫負担 基本額 (E-F)	国庫負担所要額 (G×1/2)	交付決定額	国庫負担受入額	差 引 過 不 足 額		備 考	
												過 (J-H)	不足 (H-J)		
		A	B	C	D	E	F	G	H	I	J				
		円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 負担金	措置費	やむを得ない事由による措置費	0		0		0	0				0	0	
	障害児施設 給付費等	障害児通所給付費等	障害児通所給付費	0		0		/	0	/	/	/	/	/	/
			特例障害児通所給付費	0		0		/	0	/	/	/	/	/	/
			高額障害児通所給付費	0		0		/	0	/	/	/	/	/	/
			計	0	0	0	0	0	/	0	0			0	0
	国庫負担金	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費	0		0		/	0	/	/	/	/	/	/
			特例障害児相談支援給付費	0		0		/	0	/	/	/	/	/	/
			計	0	0	0	0	0	/	0	0			0	0
	小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	国庫負担金	措置費	やむを得ない事由による措置医療費	0		0		0	0				0	0
国庫負担金		医療費	肢体不自由児通所医療費	0		0	/	0	0				0	0	
小 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
合 計		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	

(記入要領)

- 1 経費の配分変更を行った場合には、「備考」の欄でその増減額を明らかにすること。
- 2 「寄附金その他の収入額 (B欄)」がある場合は、別添によりその内訳を添付すること。
- 3 「高額障害児通所給付費」のA～E欄については、高額介護 (予防) サービス費及び高額医療合算介護 (予防) サービス費との併給調整を要する場合における支給額の変更は、当該併給調整額が確定した年度の実績報告額に計上し、A欄に含まれる当該変更相当額を、「備考」の欄で明らかにすること。

第2 対象経費の支出済額内訳

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金支出済額 内訳

事業種別			対象者延人員(人)	対象経費の支出済額(円)	
障害児入所給付費等	障害児施設措置費国庫負担金	やむを得ない事由による措置費			
	障害児施設給付費等国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費		
			特例障害児通所給付費		
			高額障害児通所給付費	()	()
			計	0	0
	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費等	障害児相談支援給付費		
			特例障害児相談支援給付費		
			計	0	0
	小計			0	0
	障害児入所医療費等	障害児施設医療費国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費		
障害児施設医療費国庫負担金		肢体不自由児通所医療費			
小計		0	0		
合計			0	0	

(注) 対象者延人員(人)には、各月の請求時における利用者数の年間(事業実施月)合計数を記入すること。
 また、「高額障害児通所給付費」について、高額介護(予防)サービス費及び高額医療合算介護(予防)サービス費との併給調整を行った場合、当該年度に併給調整額が確定した人数を対象者延人員(人)に含め、括弧書きでその人員を明らかにすること。
 なお、当該併給調整に伴う変更相当額については、対象経費の支出済額(円)に含め、括弧書きでその金額を明らかにすること。

番 号

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び障害児入所医療費等国庫負担金確定通知書

〇〇〇市（町村）

令和 年 月 日第 号で交付決定通知した令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金
及び障害児入所医療費等国庫負担金については、令和 年 月 日第 号事業実績報告に基
づき令和 年 月 日 厚生労働省発障第 号をもって交付額が別紙のとおり確定され
たので通知する。

なお、標記負担金については精算不足分として金 円を追加交付することとしたので
通知する。

また、超過交付となった金 円（〇〇費〇〇金 円、〇〇費〇〇金 円）につ
いては、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第18条第
2項の規定により、令和 年 月 日までに返還することを命ずる。

令和 年 月 日

〇〇県知事〇〇〇〇

別紙

令和 年度障害児入所給付費等国庫負担金及び
障害児入所医療費等国庫負担金交付確定額内訳書

市町村名

区 分			確 定 額	受 入 額	超 付 過 額	不 足 額	
			円	円	円	円	
障 害 児 入 所 給 付 費 等	障害児施設 国庫負担金	やむを得ない事由による措置費					
	障害児施設給付費等 国庫負担金	障害児通所給付費等	障害児通所給付費				
			特例障害児通所給付費				
			高額障害児通所給付費				
			計	0	0	0	0
	障害児相談支援 給付費等	障害児相談支援	障害児相談支援給付費				
			特例障害児相談支援給付費				
			計	0	0	0	0
	小 計			0	0	0	0
	障 害 児 入 所 医 療 費 等	障害児施設 国庫負担金	やむを得ない事由による措置医療費				
障害児施設 国庫負担金		肢体不自由児通所医療費					
小 計			0	0	0	0	
合 計			0	0	0	0	